大津市
×
株式会社サイネックス

よくわかる 大津市の介護サービス

令和8(2026)年度 保存版

相談したいときは 4
介護保険制度の概要 8
介護が必要になったら 15
介護保険とその他の福祉サービス 20
認知症のサポート 40
よくある質問 42

介護保険課

▶介護サービス・給付について
077-528-2918(直通)

▶介護保険料について
077-528-2877(直通)

▶要介護・要支援認定について
077-528-2753(直通)
FAX 077-526-8382

長寿福祉課

▶介護予防・日常生活支援総合事業、その他の在宅サービス、認知症などのサポートについて
077-528-2741(直通)
FAX 077-526-8382

〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3-1(大津市役所本館2階)

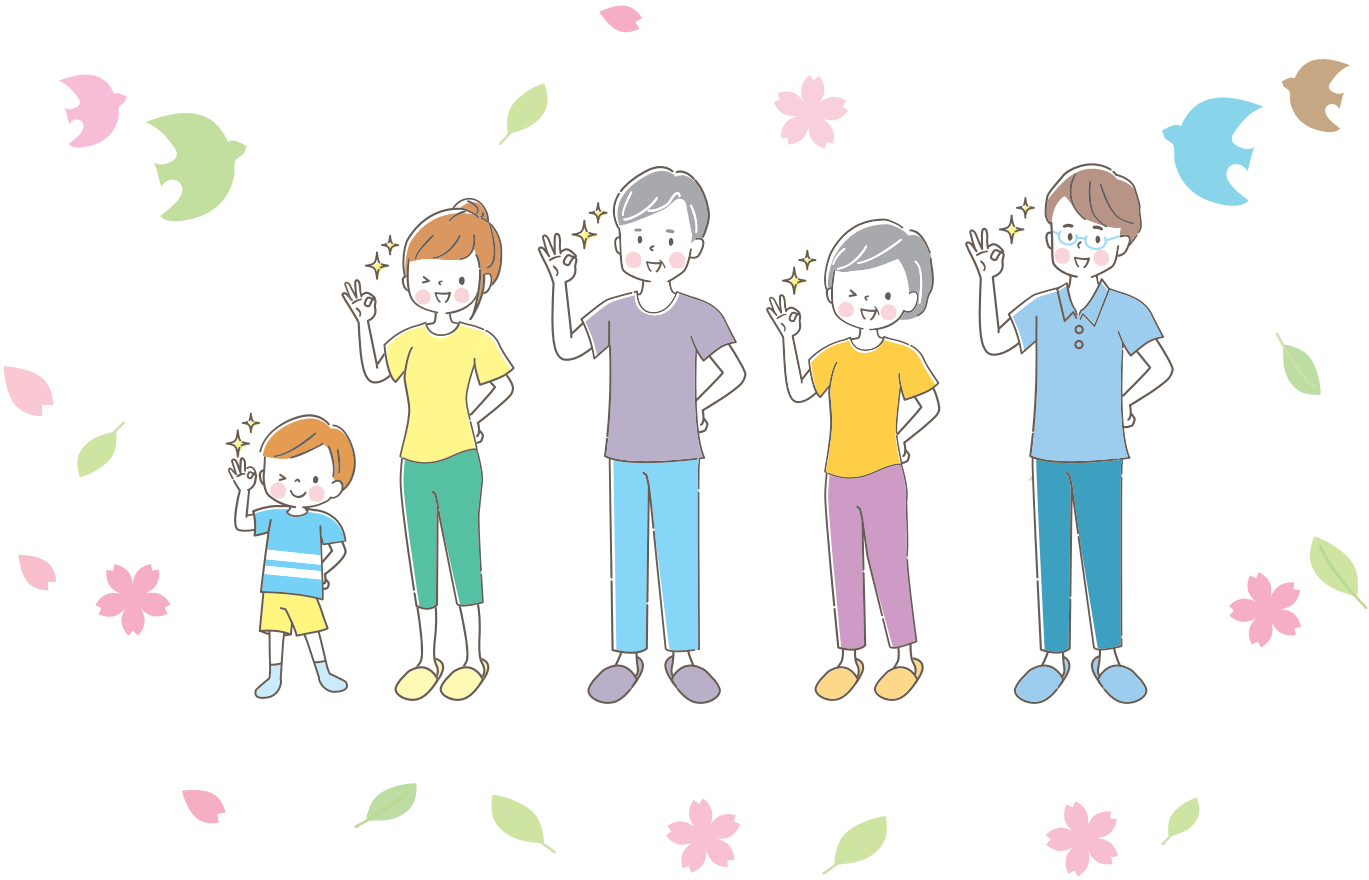

令和8(2026)年度 保存版

よくわかる 大津市の介護サービス

令和8年4月発行

編集後記

●「令和8(2026)年度 保存版　よくわかる 大津市の介護サービス」に掲載の行政情報は、令和8年4月1日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問合わせください。

●また掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

発　行

大津市／株式会社サイネックス

大津市HP　サイネックスHP

制　作

株式会社サイネックス
〒543-0001
大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15
TEL:06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス
京都支店
〒615-0022　京都府京都市右京区西院平町25
TEL:075-315-0085

※掲載している広告は、令和8年3月現在の情報です。
※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。

無断で複写、転載することはご遠慮ください。

やすらぎの郷
（グループホーム　認知症対応型デイサービス）

大津市下阪本4丁目6番37号　☎077-579-1010

事業所番号:2570100913

やすらぎの郷デイサービスセンターⅡ番館
（地域密着型デイサービス）

大津市下阪本4丁目6番27号　☎077-572-9010

事業所番号:2590101131

やすらぎの郷デイサービスセンター仰木の里
（(介護予防)認知症対応型通所介護）

大津市仰木の里7丁目6番6号　☎077-526-6510

事業所番号:2590101248

「その人らしさの追求」「利用者満足、家族安心」
「暮らしてみたい家づくり」

お一人、お一人の日常を大切に、
安心の介護サービスをご提供させていただきます。

有限会社ライフビレッジ
メールアドレス: ysrg710@herb.ocn.ne.jp

職員募集　お気軽にお問い合わせください

いつでも！誰でも！どこからでも！

大津市の介護サービス

電子ブック案内

令和8年5月末日より公開

タブレット　パソコン　スマートフォン

電子ブックはこんなときに活用できます

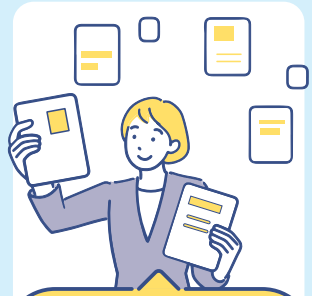

このまちの
手続きを知りたい

冊子が
見つからない

ブックマークは
こちらから

よくわかる 大津市の介護サービス 目次

介護をはじめ福祉・健康など高齢者の暮らしの幅広い**悩みを相談できる窓口を紹介します！**

相談したいときは

4 あんしん長寿相談所へ
6 高齢者の相談窓口一覧

来所や電話、必要に応じて訪問も！

もっと**介護保険制度のしくみ**を知りたい！わかっているようでわからないところがあるかも？

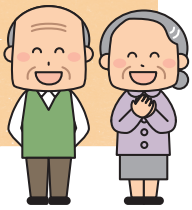

介護保険制度の概要

8 介護保険制度とは
9 介護保険の被保険者
10 介護予防・日常生活支援総合事業
11 要介護・要支援・事業対象者認定区分と状態の目安
12 費用の負担と保険料

日常生活に支障が出てきたけど、介護を受けられるのかな？**どんな流れで介護保険の申請**をするんだろう？

介護が必要になったら

15 どのサービスが受けられる？ 判定までのフロー図
16 介護保険を利用するには
18 介護サービスを利用するには

フロー図で分かりやすく説明！

自宅や施設など、**介護サービスの種類と内容は？**利用料の目安も含めて把握しておきたい！

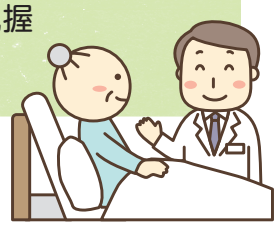

介護保険とその他の福祉サービス

20 介護サービス利用者負担
22 こんなサービスが利用できます
30 利用者負担の軽減制度
34 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス
36 その他の在宅サービス
38 成年後見制度・障害者控除対象者認定
39 高齢者の健康づくり

〈広 告〉

かゆいところに手が届く看護・介護を目指します

住宅型有料老人ホーム
おまめの家 秋葉台
TEL:077-572-5860
〒520-0822
滋賀県大津市秋葉台8-3

訪問介護
おまめ 訪問介護ステーション
TEL:080-5903-1862
〒520-0837
滋賀県大津市中庄2丁目1-55-203
事業所番号:2570106464

訪問看護 居宅介護支援事業所
おまめ 訪問看護ステーション
TEL:077-511-9305
〒520-0105
滋賀県大津市下阪本2丁目22-38
アビタシオンアンソレイユ 201
事業所番号:2560190635

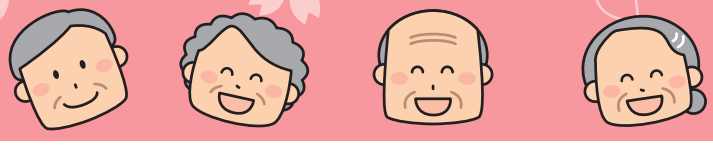

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。

もしかしたら認知症かも!?
もしものときに備えて支援や相談窓口について調べておこう。

認知症のサポート

40 認知症の理解と早期発見

「認定の有効期間は？」「訪問介護サービスでできることは？」など、大津市の介護保険事業について多く寄せられるご質問への回答はこちらへ。

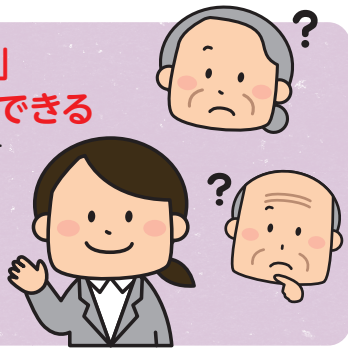

よくある質問

Q&A形式でお答えします！

42 資格について
43 認定・審査について
46 入院～退院～在宅療養の流れ
48 介護保険料について
49 訪問介護サービスについて

コラム

39 フレイルを防いで健康寿命をのばしましょう!
52 『かかりつけ医』をお持ちですか?
54 歯科救急医療体制について
54 救急医療体制について
55 意思表示ができなくなる前に準備をしませんか?

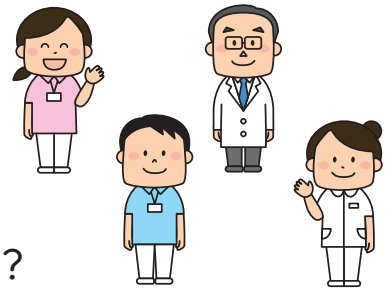

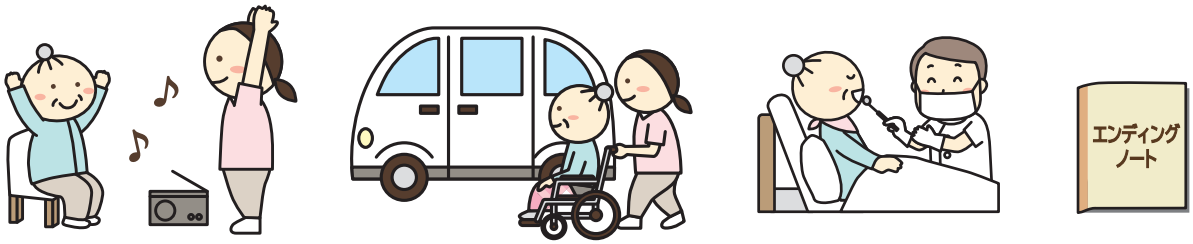

〈広 告〉

ケアマネジャー
デイサービス
訪 問 介 護
訪 問 看 護

介護の相談を承ります

株式会社LSH

居宅介護支援 訪問介護 **あいサポートおおつ**
大津市月輪3-29-4 TEL077-548-8307

居宅介護支援 **あいサポートいしやま**
大津市北大路1-4-15 TEL077-574-7901

通所介護 **デイサービスセンターあろは**
大津市萱野浦22-67 TEL077-575-8708

地域密着型通所介護 **デイサービスセンターあろは瀬田川**
大津市瀬田5-22-3 TEL077-535-0968

地域密着型通所介護 **あろはstyle大石**
大津市大石東6-4-22 TEL077-535-0006

訪問看護 **あろは訪問看護ステーション**
大津市月輪3-29-4 TEL077-575-3195

住宅型有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護
あろは南草津
TEL 077-569-0330 FAX 077-569-0340
草津市追分南6丁目20番1号
あろは南草津

株式会社LSH https://www.love-smile-happiness.co.jp

相談したいときは

あんしん長寿相談所へ

※「あんしん長寿相談所」は「地域包括支援センター」の大津市での愛称です。

1 小松あんしん長寿相談所

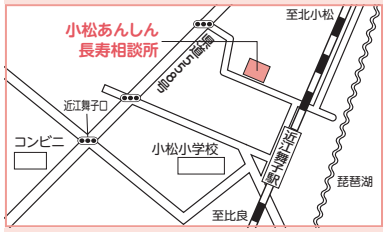

TEL 596-2260／596-2261
FAX 596-2262
住所 南小松90（近江舞子しょうぶ苑内）
対象学区【小松・木戸】

2 和邇あんしん長寿相談所

TEL 594-2660／594-2727
FAX 594-4189
住所 和邇高城12（和邇文化センター内）
対象学区【和邇・小野】

3 真野あんしん長寿相談所

TEL 573-1521／573-1522
FAX 573-1525
住所 真野普門三丁目1120（榛原の里内）
対象学区【葛川・伊香立・真野・真野北】

4 堅田あんしん長寿相談所

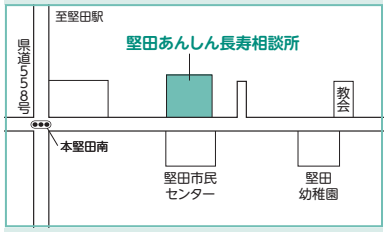

TEL 574-1010／574-1080
FAX 574-1728
住所 本堅田三丁目17-14（堅田市民センター前）
対象学区【堅田・仰木・仰木の里・仰木の里東】

5 比叡あんしん長寿相談所

TEL 578-6637／578-6692
FAX 578-8120
住所 坂本七丁目24-1（平和堂坂本店3階）
対象学区【雄琴・坂本・日吉台】

6 比叡第二あんしん長寿相談所

TEL 579-5290／579-5291
FAX 579-5292
住所 下阪本六丁目39-23（セジュール日吉1階）
対象学区【下阪本・唐崎】

7 中第二あんしん長寿相談所

TEL 521-1471／521-1472
FAX 521-1473
住所 南志賀一丁目7-27
対象学区【滋賀・山中比叡平】

8 中あんしん長寿相談所

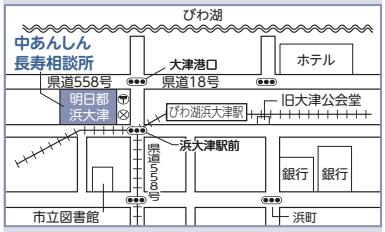

TEL 528-2003／528-2006
FAX 527-3022
住所 浜大津四丁目1-1（明日都浜大津5階）
対象学区【長等・逢坂・中央・藤尾】

9 膳所あんしん長寿相談所

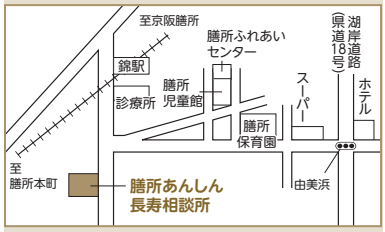

TEL 522-8867／522-8882
FAX 522-1198
住所 膳所二丁目5-5（さがみ川老人憩の家内）
対象学区【平野・膳所】

〈広 告〉

近江訪問介護事業所
近江ケアプランセンター
〒520-2143 大津市萱野浦5番6号1F
TEL：077-544-4449
FAX：077-544-1500

近江訪問看護ステーション
〒520-2143 大津市萱野浦5番6号1F
TEL：077-507-6997
FAX：077-544-1500

デイサービス近江
〒520-0845 大津市若葉台3番12号
TEL：077-531-1003
FAX：077-531-1002
https://msc-care.com

身の回りでお困りごとはありませんか？
福祉の便利屋®
ふくし たよりや
安心して
ご相談ください
僕がです！
（代表 奥村幸応）
●自宅敷地内の草刈り・除草ほか
●部屋の片付け・生前（遺品）整理ほか
●出張健康教室（楽しいレクリエーション）
●社会福祉に関する講演
●介護講師（各種研修等）
●上記以外にも承ります。
《高齢者等生活実費支援》介護保険外 お気軽にお電話ください
携帯直通 090-7887-5252
☎ 077-532-3880
®心屋®（こころや） 大津市千野三丁目1-11

高齢者の相談窓口

あんしん長寿相談所（地域包括支援センター）

あんしん長寿相談所は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、福祉・介護・保健等が一体となって、高齢者の生活を支える相談機関です。社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師等の専門職が連携して、介護サービスをはじめ福祉サービス・権利擁護・高齢者虐待など、さまざまな相談を来所や電話でお受けします。また、必要に応じてご自宅を訪問させていただき、相談をお受けします。

開設日時　9：00 ～ 17：00
（5比叡のみ来所対応は10:00～）
月曜日～金曜日
（祝日及び年末年始は除く）
休日相談も実施しています。実施場所や日時は、大津市ホームページでご確認ください。
開設場所　左マップ参照

下記のようなご相談に対応します。

●介護や福祉のご相談
（例）・介護保険のことを知りたいとき、利用したいときのご相談
・病院から退院するときにどんな準備をすればいいのかなど、不安な場合のご相談
・「もの忘れ」「認知症」が気になったときや、お困りのときのご相談

●権利擁護等のご相談
（例）・高齢者虐待、消費者被害、成年後見制度利用に関するご相談

●介護予防のご相談
（例）・心身の状態・暮らしの状況から、介護保険サービスや介護予防・日常生活支援総合事業、その他のサービス等の組み合わせを一緒に考え提案させていただきます。

●講座の依頼のご相談
（例）・地域に出向き、介護予防や認知症などに関する講座を行います。

10 晴嵐あんしん長寿相談所

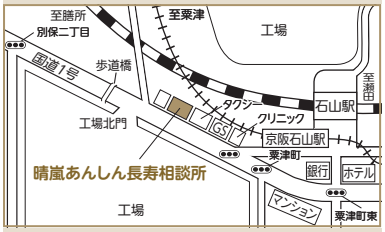

TEL 534-2661／534-2662
FAX 534-2664
住所 粟津町1-18
対象学区【富士見・晴嵐】

11 南あんしん長寿相談所

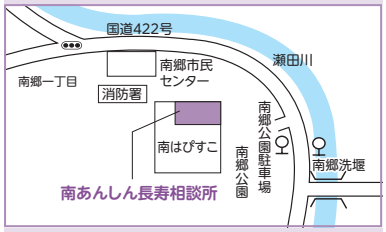

TEL 533-1332／533-1352
FAX 534-9256
住所 南郷一丁目14-30（南はぴすこ内）
対象学区【石山・南郷】

12 南第二あんしん長寿相談所

TEL 546-6880／546-6881
FAX 546-6882
住所 稲津一丁目17-12
対象学区【大石・田上】

13 青山あんしん長寿相談所

TEL 549-3195／549-3196
FAX 549-3197
住所 松が丘七丁目15-1（松が丘デイサービスセンター内）
対象学区【上田上・青山】

14 瀬田あんしん長寿相談所

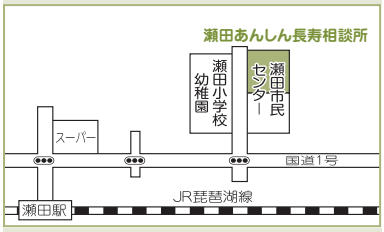

TEL 545-3918／545-3931
FAX 543-4436
住所 大江三丁目2-1（瀬田市民センター内）
対象学区【瀬田・瀬田南】

15 瀬田第二あんしん長寿相談所

TEL 545-5760／545-5762
FAX 545-5820
住所 大萱六丁目4-16
対象学区【瀬田東・瀬田北】

〈広 告〉

老人ホーム・サ高住・グループホーム紹介
相談　施設紹介　見学同行　入居契約手続き
こちすまにお任せください。
こちら高齢者住まいのサポートセンター
こちすま
お気軽にお問合せ下さい！

キャプテン
福村 拓良
☎ 077-526-8586
こちすま　検索
大津 chapt　大津市中央1丁目4-10
草津 chapt　草津市矢橋町113-9

高齢者の相談窓口一覧

来所や電話で、又は必要に応じてご自宅を訪問させていただき、ご相談をお受けします。

開設日時

月曜日～金曜日
（祝日及び年末年始は除く）
9：00 ～ 17：00
（5比叡のみ来所対応は10：00 ～）

休日相談も実施しています。実施場所や日時は、大津市ホームページでご確認ください。
※「あんしん長寿相談所」は「地域包括支援センター」の大津市での愛称です。

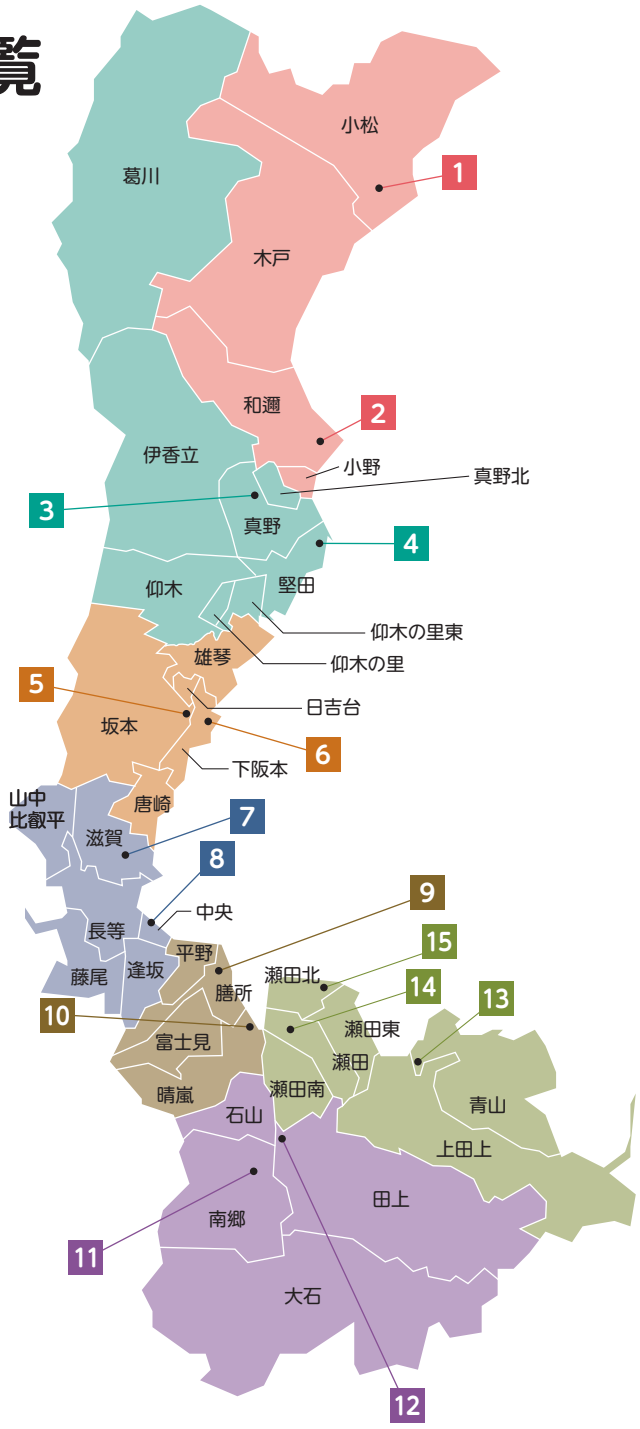

	名称	連絡先
1	小松あんしん長寿相談所	☎596-2260 ／ 596-2261
2	和邇あんしん長寿相談所	☎594-2660 ／ 594-2727
3	真野あんしん長寿相談所	☎573-1521 ／ 573-1522
4	堅田あんしん長寿相談所	☎574-1010 ／ 574-1080
5	比叡あんしん長寿相談所	☎578-6637 ／ 578-6692
6	比叡第二あんしん長寿相談所	☎579-5290 ／ 579-5291
7	中第二あんしん長寿相談所	☎521-1471 ／ 521-1472
8	中あんしん長寿相談所	☎528-2003 ／ 528-2006
9	膳所あんしん長寿相談所	☎522-8867 ／ 522-8882
10	晴嵐あんしん長寿相談所	☎534-2661 ／ 534-2662
11	南あんしん長寿相談所	☎533-1332 ／ 533-1352
12	南第二あんしん長寿相談所	☎546-6880 ／ 546-6881
13	青山あんしん長寿相談所	☎549-3195 ／ 549-3196
14	瀬田あんしん長寿相談所	☎545-3918 ／ 545-3931
15	瀬田第二あんしん長寿相談所	☎545-5760 ／ 545-5762

〈広 告〉

遺言や任意後見、離婚、不動産・
金銭の貸借など大切な契約は
公正証書で安心を。
大津公証役場
○公正証書を作成するための相談は無料
○業務時間
（事前に御予約下さい。）
平日 9:00～12:00
13:00～17:00
（土日祝は休）

〒520-0043 滋賀県大津市中央3丁目2番1号
ザール大津森田ビル3階
☎ 077-523-1728
FAX 077-523-5028
大津公証役場 検索

小金沢歯科診療所
オレンジ倶楽部歯科
（看護）小規模多機能
・小桜の里・ぜぜの家
・瀬田3丁目の家
・複合型サービスひなた
訪問看護STひなた
居宅介護支援サービス
サ高住 リバティ桜の花
グループホーム さくら
デイサービスさくら倶楽部
医療法人白櫻会
小金沢歯科診療所

法人本部 大津市大石東4丁目5-6 TEL077-546-5167

24時間365日定期訪問に対応
夜間や休日の緊急時も お任せください！

ご利用者様や
ご家族からの連絡や相談に
常時対応し、必要に応じて
緊急対応も行える体制を
整えています。

「今日退院したい」
「今日から点滴開始したい」
といったご依頼にも
即日対応します

療養中のご不安やお悩みがございましたら、
どんな些細なことでもどうぞお気軽にご相談ください。

ハレレア訪問看護ステーション

TEL 077-526-7257　FAX 077-526-7258

住所：〒520-0241 大津市今堅田2丁目26-8 北村産業ビル1　4A

地域を元気に！医療と介護で支え続けて40年

医療法人 輝生会

小西医院

内科・循環器内科・泌尿器科・皮膚科

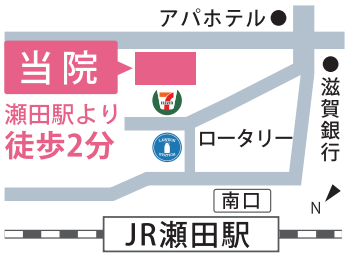

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前9:00～12:30	○	○	○	○	○	○
午後5:00～ 7:30	○	○	／	○	○	／

休診日/日曜・祝日

077-543-3600

大津市大萱 1-17-35

医院ホームページ

医療法人 輝生会

介護福祉サービス

介護福祉サービス
ホームページ

通所介護サービス
・小西医院デイサービス
TEL 077-543-4099

施設介護サービス
・ルミエス松が丘有料老人ホーム
TEL 077-549-8088
・ルミエス松が丘ショートステイ
TEL 077-549-8077

居宅介護支援
・輝生会居宅介護支援事業所
TEL 077-547-3385

アーネスト株式会社
・訪問介護 アーネストケアサービス
TEL 077-548-8203
・認知症対応型グループホームさくらんぼ
TEL 077-548-1234

制度の概要

1.介護保険制度とは

介護保険は、介護や支援が必要になった方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、社会全体で支える制度です。

市町村は、介護保険法第117条により、高齢者の健康、福祉及び介護に関わる施策全般について体系的、計画的に推進するため、3年を一期とする「介護保険事業計画」を定める必要があります。

大津市では、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度を計画期間とする『第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画』（以下、「第9期計画」といいます。）を策定しています。

第9期計画の目的

わが国では高齢化の進展により、単身高齢世帯や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加により、介護保険制度や高齢者福祉の重要性はさらに高まっていくと考えられます。

こうした状況の中、本市では、第8期計画の基本理念を継承し、「地域の中でいきいきと自分らしく安心して暮らし続けられるまちおおつ」を実現するために、第9期計画を策定し、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進、あんしん長寿相談所の機能強化など、地域支援事業の充実を進め、持続可能な制度運営に努めています。

「第9期計画」基本理念

「地域の中で　いきいきと自分らしく
　　安心して暮らし続けられるまち　おおつ」

【基本目標】

1. 医療・介護サービスが切れ目なく利用できるまち
   （在宅医療・介護連携の推進）
2. 認知症の人や家族が安心して生活できるまち
   （認知症施策の推進）
3. 地域の中で安心して暮らせるまち
   （あんしん長寿相談所の機能強化・生活基盤整備の推進）
4. 高齢者がいきいきと健やかに生活し、社会参加ができるまち
   （介護予防サービス・生きがいづくりの推進）
5. 必要な介護保険サービスを利用できるまち
   （介護保険サービスの充実）

〈広 告〉

株式会社Logic

ナースステーション
ひより
真野店
「訪問看護事業所」

ご 案 内
※高齢者・障がい者の方が、いつまでもわが家で、「安心」「安全」「笑顔」に生活できるよう、お客様に寄り添います。
※在宅での医療処置をはじめ、体調、症状コントロール、リハビリ、ターミナルケアなど、主治医・関係事業所と連携し、サポートいたします。

〒520-0232 大津市真野4丁目21-30 奥出テナント1F-B　TEL：077-574-0504 FAX：077-574-0505

2.介護保険の被保険者

40歳以上の方は、その方が住所を有する市町村が行う介護保険の被保険者になります。

65歳以上の方は「第1号被保険者」、40歳以上65歳未満の方は「第2号被保険者」になります。

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	大津市に住所を有する65歳以上の方	大津市に住所を有する40歳以上65歳未満の方で、医療保険に加入している方
	日本に3か月を超えて滞在し、大津市に住所を有する外国人の方も被保険者になります。	
サービスを利用できる方	日常生活において介護や支援が必要になり、認定を受けた方	脳血管疾患など加齢にともなう16種類の特定疾病（※）が原因で、日常生活において介護や支援が必要になり、認定を受けた方
被保険者証について	交付申請手続きは不要です。65歳の誕生日の前月に送付します。（誕生日が1日の場合は前々月に送付します。）	要介護又は要支援認定を受けた方のみ、認定後に送付します。
保険料の納付方法	年金からの天引き又は大津市が送付する納付書で納付	医療保険料で徴収

※特定疾病とは、下記の16種類です。

①がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
②関節リウマチ　③筋萎縮性側索硬化症　④後縦靱帯骨化症　⑤骨折を伴う骨粗鬆症
⑥初老期における認知症　⑦パーキンソン病関連疾患　⑧脊髄小脳変性症　⑨脊柱管狭窄症
⑩早老症　⑪多系統萎縮症　⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
⑬脳血管疾患　⑭閉塞性動脈硬化症　⑮慢性閉塞性肺疾患
⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

〈広 告〉

くらしをあなたらしく
Rashikuru（らしくる）
訪問看護ステーション
大津市本堅田5丁目12-11
TEL 050-5799-8466
FAX 077-573-3301
Instagram　HP

―― 地域を笑顔に ――
訪問看護ステーション円（まどか）
077-572-6764
滋賀県大津市富士見台15-36

目の前のあなたを大切にしたい…
訪問看護ステーション
さくらんぼ
24時間365日体制
訪問看護
経験豊富なスタッフ
が揃っています
緊急時対応体制
「相談しやすさ」を
大切にしています
まずはご相談ください
TEL.077-572-5763
FAX.077-572-5764
大津市本堅田6丁目31番29号 営業日 月～土 8:30～17:30
さくらんぼ　検索

3.介護予防・日常生活支援総合事業

問 長寿福祉課

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」といいます。）とは、市区町村主体で行う地域支援事業のひとつとして、地域の65歳以上の方々を対象にその人の状態や必要性に合わせたさまざまなサービスを提供する事業です。

総合事業では、要支援に認定された方や生活機能の低下がみられる方が利用できる「サービス・活動事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」を行い、みなさんの介護予防と日常生活の自立を支援します。

地域包括ケアシステムの深化・推進について

- 要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が進められてきました。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの深化・推進が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は穏やかだが人口は減少する町村部など、高齢化の進展状況には大きな地域差があります。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて深化・推進していくことが必要です。

地域包括ケアシステムの姿

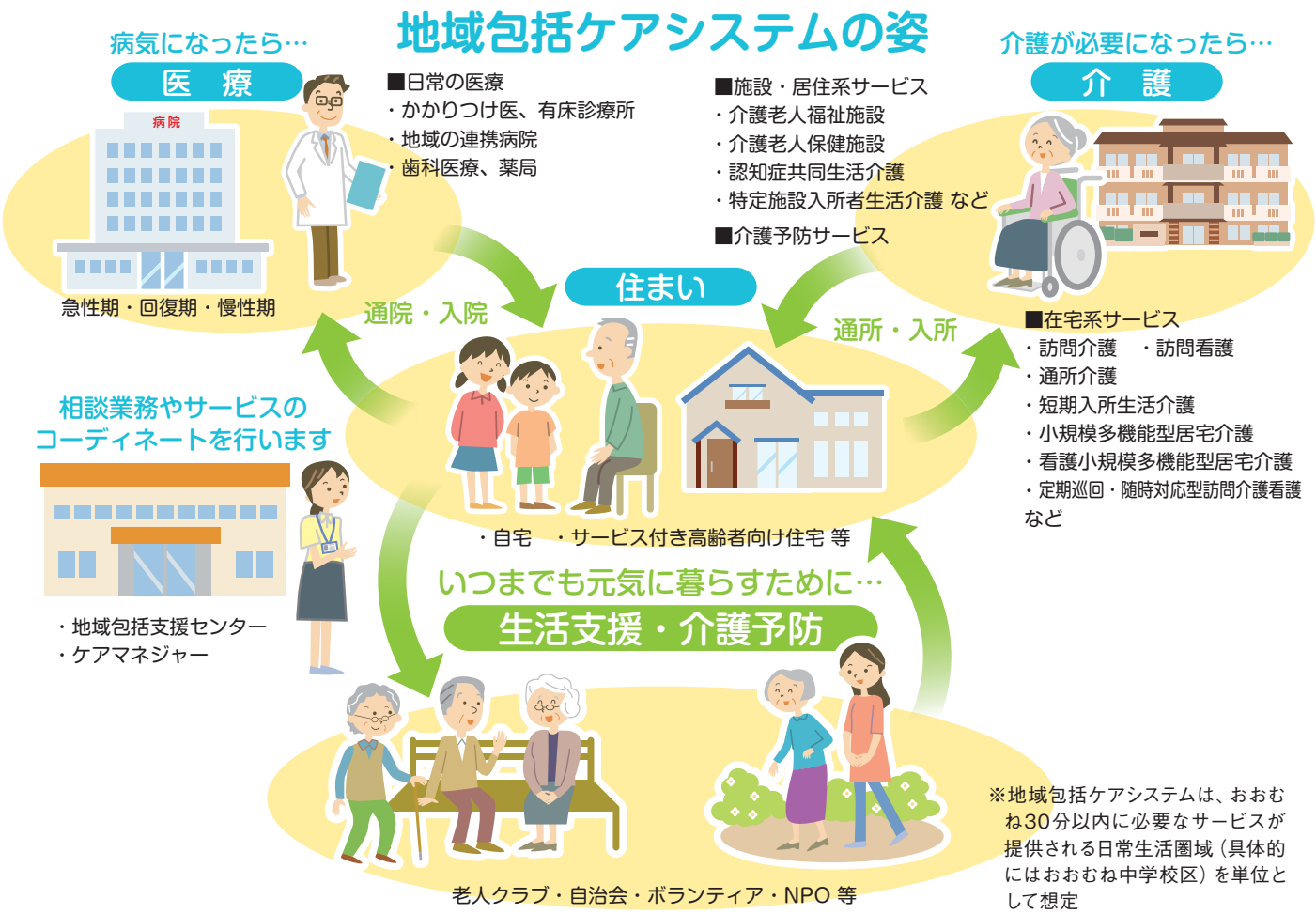

※地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域（具体的にはおおむね中学校区）を単位として想定

4.要介護・要支援・事業対象者認定区分と状態の目安

認定の結果は次のとおり8つの区分に決定されます。

非該当（自立） ・ 事業対象者	現在は自立して生活されているので、介護保険のサービスは利用できませんが、将来的に要介護（要支援）状態にならないために地域支援事業サービスなどを利用することができます。 ※サービスを利用するには、基本チェックリストなどによる判定が必要です。詳しくは15ページをご覧ください。	
要支援1 要支援2	日常生活の一部に何らかの介助を必要とされている方です。心身の状態の悪化を防ぎ、自立した生活を過ごせるよう、介護予防サービスなどを利用することができます。	
要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5	日常生活において介助を必要とされている方です。生活機能の維持・改善を図り、できる限り自立した生活を過ごせるよう、介護サービスなどを利用することができます。	

〈広 告〉

介護にかかるご相談は、
大津市社会福祉事業団へお寄せ下さい。
社会福祉法人
大津市
社会福祉事業団
◆デイサービス事業
◆ホームヘルプ事業
◆居宅介護支援事業
◆地域包括支援事業
◆特別養護老人ホーム
本部事務局 大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津5階
TEL.077-527-9552
FAX.077-521-0787

カーサ月の輪 TEL:077-547-0950
デイサービス・ショートステイ TEL:077-547-0951
大津市月輪1丁目12番8号

長等の里 TEL:077-510-0017
デイサービスセンター TEL:077-510-0018
大津市神出開町260番9

デイサービスセンター まつもと TEL:077-522-8750
大津市松本2丁目12-26

HP Instagram
社会福祉法人 幸寿会

5.費用の負担と保険料

費用の負担

介護保険の保険給付・地域支援事業に要する費用の負担割合は介護保険法で定められています。

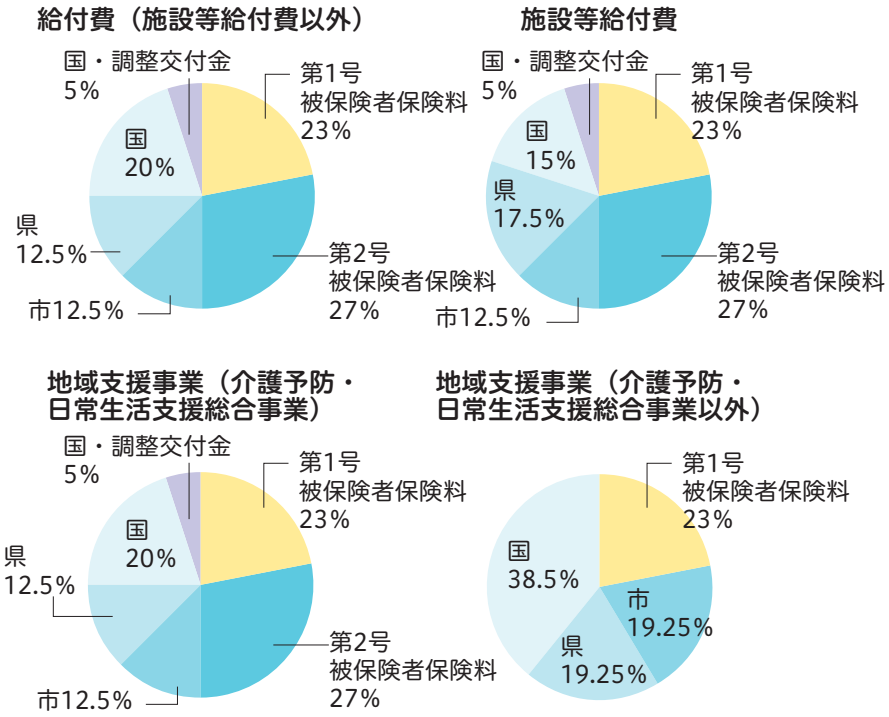

※第1号被保険者の保険料と調整交付金の割合は上記が原則ですが、市区町村により異なります。

第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の負担額の決め方と納め方

全国で介護保険事業に要する費用のうち、第2号被保険者が負担すべき総額をもとに、国が1人あたりの負担額を算出します。第2号被保険者の方は、加入している医療保険の中で、医療分と介護分を合わせて負担し、負担額は医療保険者が決定します。

負担するのは原則として40歳到達月から、65歳到達月の前月までです。

●国民健康保険に加入している方

決め方：保険料は医療保険分（基礎賦課額）の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。

介護納付金賦課額 ＝ **所得割**（第2号被保険者の所得に応じて計算） ＋ **均等割**（世帯の第2号被保険者の人数に応じて計算） ＋ **平等割**（第2号被保険者の属する世帯で1世帯あたりで計算）

国民健康保険料の中に介護保険分（介護納付金賦課額）も含めて、世帯主が納めます。

●職場の医療保険に加入されている方

加入されている医療保険者（健康保険組合や共済組合など）が、医療保険各法の規定に基づき決定します。

介護納付金賦課額 ＝ **（標準報酬月額＋標準賞与額）** × **介護保険料率**

医療保険分と介護保険分を併せて給与及び賞与から差し引かれます。

第1号被保険者の介護保険料

令和8（2026）年度の介護保険料は次のとおりです。

所得段階	区　分	保険料額（年）
第1段階	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ・市民税非課税世帯、かつ本人の課税年金収入額＋合計所得金額が82.65万円以下	基準額×0.285 19,545円
第2段階	市民税非課税世帯、かつ本人の課税年金収入額＋合計所得金額が120万円以下	基準額×0.485 33,261円
第3段階	市民税非課税世帯、かつ本人の課税年金収入額＋合計所得金額が120万円超	基準額×0.685 46,977円
第4段階	本人市民税非課税、世帯内に市民税課税者がいる場合で、 本人の課税年金収入額＋合計所得金額が82.65万円以下	基準額×0.800 54,864円
第5段階	本人市民税非課税、世帯内に市民税課税者がいる場合で、 本人の課税年金収入額＋合計所得金額が82.65万円超	基準額 68,580円
第6段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が100万円未満	基準額×1.130 77,495円
第7段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が100万円以上125万円未満	基準額×1.200 82,296円
第8段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満	基準額×1.350 92,583円
第9段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が200万円以上350万円未満	基準額×1.570 107,670円
第10段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が350万円以上500万円未満	基準額×1.795 123,101円
第11段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が500万円以上750万円未満	基準額×2.055 140,931円
第12段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が750万円以上1,000万円未満	基準額×2.260 154,990円
第13段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が1,000万円以上	基準額×2.365 162,191円

※世帯は賦課期日（年度の初日4月1日、年度途中資格取得の場合は資格取得日）現在の世帯です。

※合計所得金額とは、年金・給与・事業・譲渡などの所得（損失の繰越控除適用前）を合算した額で、各種所得控除（社会保険料控除、扶養控除など）をする前の金額です。ただし、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額がある場合は、これを控除した後の額とします（マイナスの場合は0円）。

また、所得段階が第1 ～ 5段階のみ、公的年金に係る雑所得を控除した金額を用います。なお、所得段階が第1 ～ 5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から最大10万円を控除した金額を用います。

※課税年金収入額とは障害年金、遺族年金以外の年金収入をいいます。

※国の低所得者向けの保険料軽減強化により、第1段階から第3段階の保険料が軽減されています。

※令和7年度の税制改正において、給与所得控除の最低保証額が55万円から65万円に引き上げられました。この引き上げにより、令和6 ～ 8年度の介護保険事業計画における想定しない影響を可能な限り防ぐ観点から、介護保険法施行令の見直しが行われました。

これにより、令和8（2026）年度の介護保険料の算定においては、令和7年度税制改正前の給与所得控除の算定方法を基に計算しますので、市民税が非課税でも介護保険料の算定では課税としてみなす場合や、介護保険料の算定に用いる合計所得金額が市民税等の算定に用いる合計所得金額と異なる場合があります。

年度途中に第1号被保険者の資格を取得・喪失されたとき

所得段階区分別の保険料にその年度に納付義務を有する（資格の取得月は納付対象、喪失月は納付対象外）月数を乗じ、その年度に本来納付すべき月数（12）で除してその年度の年間保険料を算出します。

65歳到達の場合は誕生日の前日に65歳に到達することになり資格を取得します。

喪失は原則として異動日の翌日ですが、異動日に他の保険者の被保険者になった場合（転出）は、異動日が喪失日になります。

$$\text{保険料} \times \frac{\text{資格を有していた月数}}{12\text{月}} = \text{年間保険料額}$$

第1号被保険者の保険料の納め方

特別徴収（年金天引き）

4月に大津市に在住で年金を年額18万円以上受給されている方は、介護保険法の規定に基づき、年金保険者（日本年金機構、各共済組合）が年金の定期支給時（年6回偶数月）に本人に代わって年金から特別徴収（天引き）し、市に納入します。

年金の支払い月に差し引かれます。

4月　6月　8月　10月　12月　2月

普通徴収

年金から特別徴収できない方は、納付書又は口座振替で納付します。（普通徴収といいます。）

口座振替は、指定金融機関等（納付書に記載のある金融機関、三菱UFJ銀行及びゆうちょ銀行）でできます。口座振替をされる方は口座をお持ちの金融機関等の窓口で手続きをお願いします。

●普通徴収の対象者

- 年度途中で、大津市の第1号被保険者になった。（65歳到達・転入）
  →おおむね半年から1年間は普通徴収となり、その後特別徴収が可能な方は、自動的に特別徴収に切り替わります。
- 年金記録の訂正を申し出た。
- 年度途中に保険料の所得段階区分が変更になった。
  →年度途中で特別徴収額の変更はできないため、年度途中で保険料額が増加した方は、増額分を普通徴収し、保険料額が減少した方は、停止できる年金支給月から特別徴収を停止し、残額を普通徴収します。

保険料を納付するのが困難なときは

災害などの特別な理由により納付が困難な場合は、徴収猶予や減免などの制度がありますのでご相談ください。

保険料を滞納すると

保険料を滞納していると、次のように保険給付が制限される場合があります。

- 1年以上滞納すると、介護サービスの利用が一旦全額自己負担となり、申請により後で保険給付分が払戻しされます。
- 1年6か月以上滞納すると、利用料の全額を自己負担した上で、申請後も保険給付が一時差止になることや、差止となった保険給付から滞納保険料額が差し引かれることがあります。
- 滞納が2年を過ぎると、滞納期間に応じて利用者負担割合が引き上げられます。また、高額介護サービス費などの利用者負担の軽減制度（30 ～ 33ページ参照）を利用することができなくなります。

サービス利用の方法

1.どのサービスが受けられる？ 判定までのフロー図

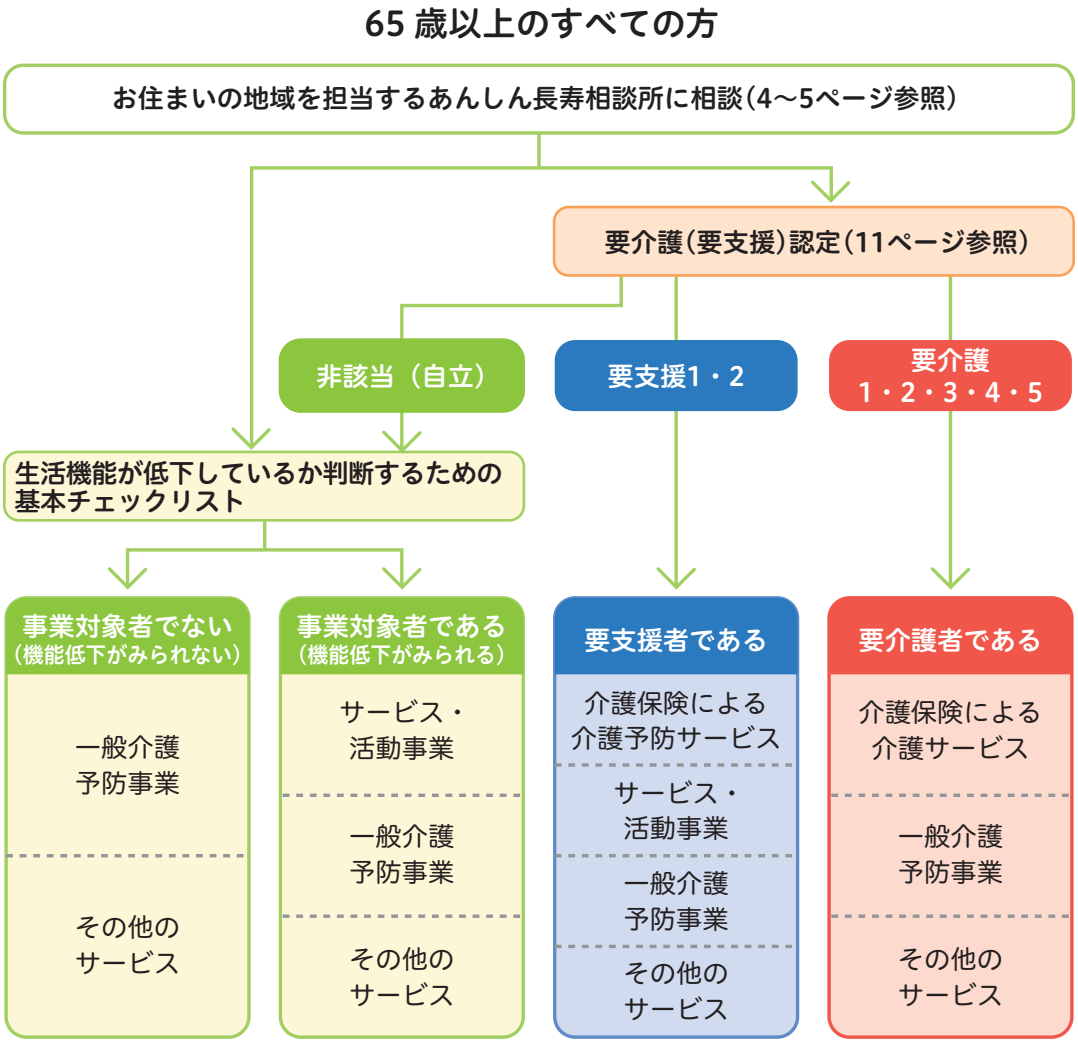

※40歳以上65歳未満で特定疾病（9ページ）の方は、要支援又は要介護認定を受けた場合、それぞれ介護保険による介護予防サービス、サービス・活動事業、介護保険による介護サービスが受けられます。その他のサービス、一般介護予防事業は受けられません。

〈広 告〉

JAレーク滋賀
介護事業所 湖都里
介護職員
募 集
通所介護（デイサービス）
受付時間：月～土 8:30～17:30・祝日可
〒520-2144 滋賀県大津市大萱3丁目7-1
TEL：(077) 545-3366 FAX：(077) 545-7077

大津市
シルバー人材センター
訪問介護も、総合事業も
お任せください♪
TEL 077-525-2528
FAX 077-525-2261
詳しくはこちら
大津市中央2丁目2-5 中央市民センター3F
https://otsu-sjc.or.jp/

2.介護保険を利用するには

本人又はご家族に介護や支援が必要になったら

医療保険制度では、かぜなどの病気を患って、医療機関に通院するとき、保険医が保険適用の医療が必要と認めれば、医療保険のサービス給付を受けることができます。

一方、介護保険制度では、介護保険のサービスを利用するためには、まず大津市に申請し、「どれくらいの介護や支援が必要か」を決めるための、全国一律の基準で行う要介護（要支援）認定を受けなければなりません。認定を受けて、はじめて介護保険のサービス給付を受けることができます。（介護予防・日常生活支援総合事業の利用については、34ページをご覧ください。）

STEP 1 相談

お住まいの地域を担当する「あんしん長寿相談所」（P4～5参照）にお越しいただくかご連絡をいただければ、ご相談をお受けいたします。

STEP 2 申請書を提出

介護を必要とすることの認定［要介護（要支援）認定］を受けるため、本人又は家族が、市役所（介護保険課）、あんしん長寿相談所又は支所に申請書を提出します。

※申請書は大津市のホームページからダウンロードできます。

※「あんしん長寿相談所」「居宅介護支援事業所」「介護保険施設」が本人に代わり申請を行うこともできます。この場合、申請の代行にかかる費用は無料です。

17ページ上段に続きます

〈広 告〉

土日のデイサービス、お泊り、お住まいも事業所ネットワークでしっかり対応！

デイサービス＋お泊りデイ＋訪問介護事業所＋サービス付高齢者向け住宅
りんく大津 浦の郷 大津市本堅田2丁目1-12
☎077-548-6622

デイサービス 懐風
大津市坂本1丁目3-27
☎077-579-5511

居宅介護支援事業所 りんく大津
大津市坂本1丁目3-27
☎077-579-5112

デイサービス 湖都ヶ丘
大津市雄琴3丁目13-20
☎077-578-8267

短時間から利用可能です

謙虚に、そして誠実に――。
ケンセイ介護株式会社

介護サービス りんく 大津

16ページ下段からの続きです

STEP 3 調査

認定調査

大津市の職員又は市の委託を受けた事業所の調査員が対象者の家庭などを訪問し、身体及び日常生活の状況を調査します。

認定調査は、寝返り、起き上がり、歩行、視力・聴力、食事摂取、排泄・ひどい物忘れ、金銭管理、買い物、など 74 項目あります。

調査を受けるときのポイント

- 家族など本人の状態をよく知っている人が立ち会ってください。
- 本人を前にして言いにくいことがあるときは、本人のいない場所で調査員に伝えてください。
- お身体の状態が安定しているときに調査を受けてください。発熱や急病などによってその状況が普段と異なる場合は、適切な調査が行えないことがあります。

主治医（かかりつけ医）の意見書

対象者の疾病や負傷の状況などについて、主治医の意見を求めます。

意見書のポイント

申請書に記載していただいた医療機関（医師）に、大津市から書面で意見書作成を依頼します。事前に本人又は家族から医師に介護認定を申請する旨お伝えください。

STEP 4 一次判定

調査員の認定調査票をもとに、コンピューター処理により一次判定を行います。

STEP 5 二次判定

保健・医療・福祉に関する学識経験のある委員で構成された「介護認定審査会」で、一次判定結果、認定調査票（特記事項）、主治医意見書をもとに、介護や支援が必要かどうか、また、その程度（要支援2段階、要介護5段階）を判定します。

STEP 6 認定

大津市が「介護認定審査会」の判定結果に基づいて要介護（要支援）認定を行います。要介護（要支援）認定は、申請日から原則30日以内に決定することになっています。ただし、認定調査票や主治医意見書が整わない場合には、30日を超えることもあります。

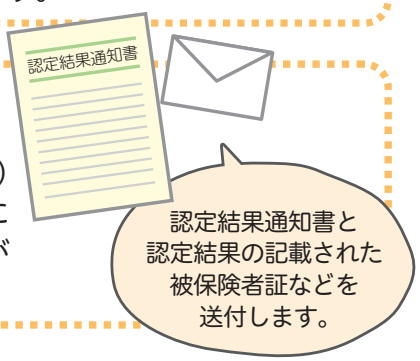

〈広 告〉

介護相談受付中！福祉用具レンタル、訪問介護、訪問看護まで

・ケアマネジャー
・福祉用具レンタル
・訪問介護
・訪問看護

あいむ no smile no life
あいむケアプランセンター大津
〒520-2134 大津市瀬田1丁目4-10
事業拡大に伴い職員募集中
電話:077-548-7855
HPはこちら

3.介護サービスを利用するには

ご自宅で介護(介護予防)サービスを利用するためには、居宅(介護予防)サービス計画(以下、「ケアプラン」といいます。)の作成が必要です。

要介護1 ～ 5の認定を受けた方は、居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員（以下、「ケアマネジャー」といいます。）がケアプランの作成を担当します。**要支援1・2の認定を受けた方**は、あんしん長寿相談所の職員(もしくはあんしん長寿相談所から委託を受けたケアマネジャー)又は居宅介護支援事業所※1のケアマネジャーが、ケアプランの作成を担当します。

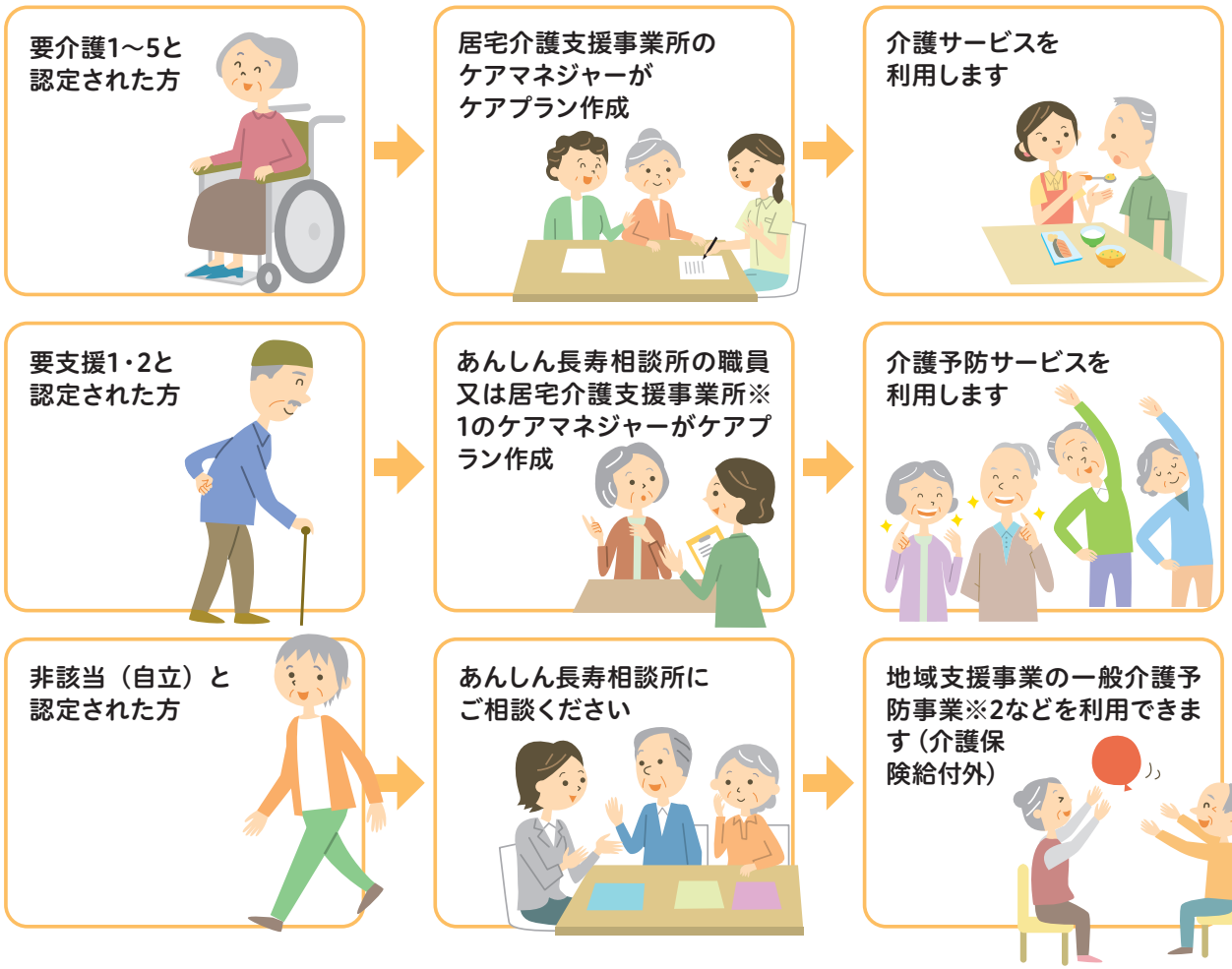

※1　介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所に限られます。

※2　一般介護予防事業については35ページをご覧ください

ケアプラン、ケアマネジャーとは

ケアプランとは、1か月ごとに、どんなサービスをどのように利用するかを介護の必要性や介護予防の目的に沿って立てる計画のことです。（利用者が自分でケアプランを作成することもできます。）

ケアマネジャーは、介護の知識や技術を持った専門職です。ケアプラン作成のほか、サービス事業所との連絡調整を行うことや、利用者や介護者の相談に対応をすることが主な業務です。

ケアプラン作成にかかる費用

ケアプラン作成については、利用者の費用負担はありません。（全額、介護保険から給付されます。）

また、ケアマネジャーやあんしん長寿相談所への相談についても、費用負担はありません。

居宅介護支援事業所の選び方

ケアプラン作成を依頼する居宅介護支援事業所は、利用者が選択して、契約を結ぶ必要があります。

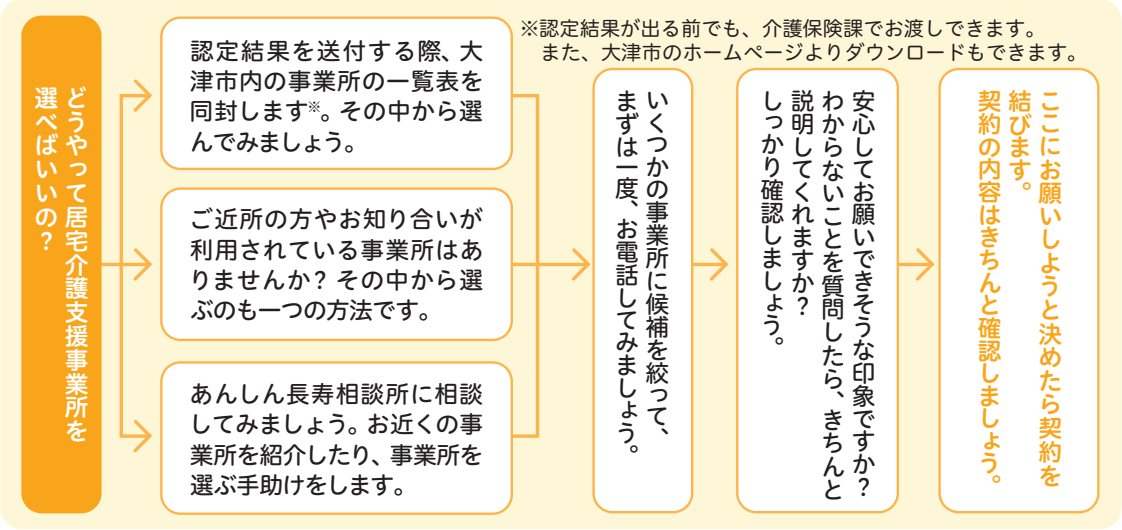

・一度選んだ事業所を変更することもできます。

・一人のケアマネジャーが担当できる利用者の人数は決まっているため、希望する事業所に担当してもらえない場合もあります。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）など、介護保険施設に入所したい場合

要介護1 ～ 5と認定された方で、介護保険施設へ入所を希望される場合は、希望する施設へ直接、入所申し込みをしてください。（要支援1、2の方は介護保険施設へは入所できません。）

※平成27年4月から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への新規入所は、原則として要介護3 ～ 5の方が対象です。ただし、要介護1、2で認知症などの場合で、やむを得ない事情があれば特例的に入所が認められる場合があります。

★大津市内の介護保険施設、グループホームなどについては、介護保険課の窓口、又は大津市のホームページに一覧表があります。

〈広 告〉
心もからだもあたたまる贈りもの
ラ・ケアながら
訪問入浴介護
訪問介護
居宅介護支援事業
小規模多機能型居宅介護（ラ・ケアCoCo）
福祉用具貸与・販売（ラ・ケア）
地域密着型通所介護（ラ・ケアこくぶ）
大津市長等二丁目7-4
TEL 077-510-1760
FAX 077-510-1750
http://www.la-care.jp

サービスの種類と利用料

1.介護サービス利用者負担

介護サービスを利用した際には、かかった費用のうち1割、2割又は3割を利用者が負担します。残りの9割、8割又は7割が介護保険から給付されます。また、食費や居住費などが必要になる場合もあります。

介護サービス費（10割）

9割、8割又は7割	1割、2割又は3割	＋	食費、居住費（滞在費）、その他の日常生活費 など
↑保険給付分	↑自己負担分		↑自己負担分

※65歳以上の被保険者で一定以上の所得がある方は、利用者負担が2割又は3割となります。
一定以上の所得がある方とは、本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者（65歳以上の方）の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の方が2割負担です。本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上の方が3割負担です。ただし、高額介護サービス費の仕組みに基づき利用者負担には月額上限額を設定しているため、負担割合が2割又は3割となっても、対象者全員の負担が必ず2倍又は3倍になるわけではありません。詳しくは30ページをご覧ください。

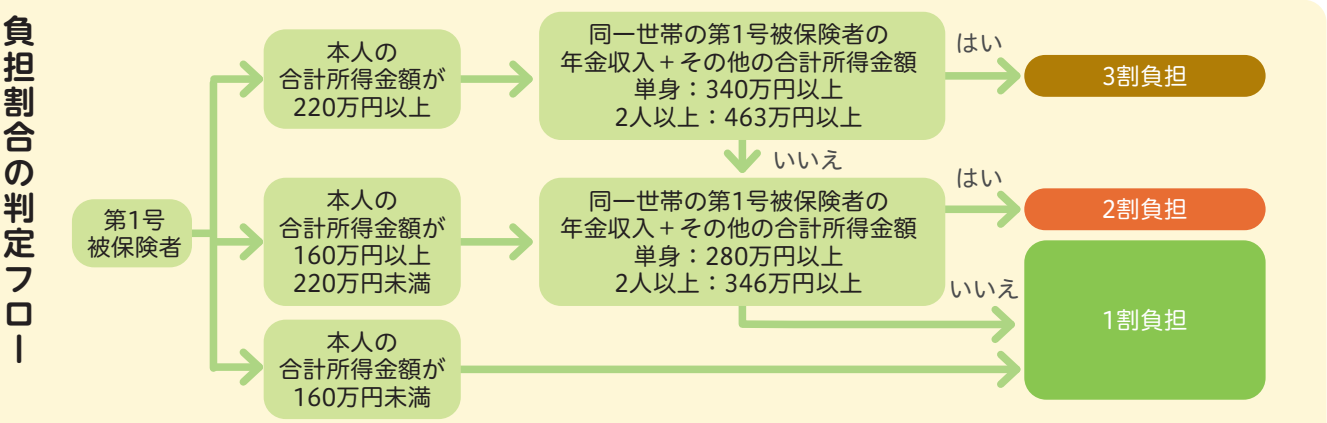

※第2号被保険者、市区町村民税非課税者、生活保護受給者は1割負担。
※合計所得金額とは収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ただし、長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額がある場合にはこれを控除した後の額とします。また、給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合は、これらの所得金額から10万円を控除した額とします（控除後の額が0円を下回る場合は0円）。

〈広 告〉

株式会社 真心 こころ ケア・サポート
・訪問介護
・居宅介護支援
〒520-0242 大津市本堅田5丁目3-2
TEL 077-532-7798
FAX 077-532-7802

マザーレイク株式会社
地域の中でいつまでも輝き続けたい
Mother Lake
グループホームマザーレイク
マザーレイク田上訪問介護事業所
マザーレイク田上居宅介護支援事業所
マザーレイク居宅介護支援事業所
マザーレイクデイサービスセンター
マザーレイク湖の波
南第二地域包括支援センター
（代表）077-536-3901
大津市黒津1-6-18

介護保険負担割合証を交付します。

要介護・要支援認定者及び事業対象者全員に、利用者負担の割合（1割、2割又は3割）が記載された「介護保険負担割合証」を交付します。**介護サービス利用時に必ず被保険者証と一緒に事業者に提示してください。**適用期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間となります。所得などによって利用者負担の割合が変わるため、介護保険負担割合証は毎年交付します。

在宅サービスを利用する場合

在宅サービスは、要介護状態区分ごとに、利用できる上限額（支給限度額）が定められています。支給限度額を超えると保険適用外になり、超えた分は全額（10割）自己負担となります。

要介護度	支給限度額（単位）	利用限度額（10割）	自己負担額（1割の場合）
要支援1	5,032単位	52,500円程度	5,250円程度
要支援2	10,531単位	109,800円程度	10,980円程度
要介護1	16,765単位	174,800円程度	17,480円程度
要介護2	19,705単位	205,500円程度	20,550円程度
要介護3	27,048単位	282,000円程度	28,200円程度
要介護4	30,938単位	322,600円程度	32,260円程度
要介護5	36,217単位	377,600円程度	37,760円程度

※単位とは

介護サービスは、サービスの種類や利用時間ごとに単位が決まっています。

介護サービス費は、利用したサービスの単位数に、１単位あたりの金額（単価）を乗じて計算します。

（単価は、利用するサービスの種類と、事業所の所在地の市町村によって異なります。大津市（5級地）の単価は、10円、10.45円、10.55円、10.70円のいずれかです。このパンフレットには大津市内の事業所を利用した場合の費用（目安）を載せていますので、市外でサービスを利用する場合は、金額が多少異なります。）

★下記の介護サービス費は支給限度額内に含みません。（個別に利用回数や上限額、日額が決まっています。）

- 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護
- 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護
- 福祉用具の購入費用
- 住宅改修の費用
- 介護職員等処遇改善加算
- サービス提供体制強化加算
- 総合マネジメント体制強化加算
- 訪問体制強化加算

など

施設サービスを利用する場合

介護保険施設に入所した場合は、1日あたりの費用が、施設の種類や居室の種類別に決まっています。また、介護サービス費（1割、2割又は3割）の他に、食費、居住費、日常生活費などが必要です。

〈広 告〉

2.こんなサービスが利用できます

大津市内の事業所を利用した場合のサービス費（10割）及び自己負担額（1割の場合）の目安を記載しています。また、実際のサービス費は、サービスの内容や利用時間などによって異なります。

(1)在宅サービス

❶訪問を受けて利用する

●訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが入浴、排泄、食事などの身体介護や、掃除、洗濯、調理などの生活援助、通院などのための乗降介助を行います。（生活援助は一人暮らしの場合や、同居の家族が障害や病気などのため家事を行うことが難しい場合に利用できます。）

※サービス・活動事業の訪問型サービスについては、34ページをご覧ください。

（1回あたりの目安）			サービス費	自己負担額（1割の場合）
要介護1～5	身体介護	20分未満	1,744円	175円
		20分以上30分未満	2,610円	261円
	生活援助	20分以上45分未満	1,915円	192円
		45分以上	2,354円	236円
	通院などのための乗降介助（片道）		1,037円	104円

●訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

介護職員と看護職員が浴槽付車両で訪問し、入浴の介護を行います。

介護予防訪問入浴介護は、自宅に浴室がない場合や、感染症などで施設での入浴ができない場合に利用できます。

（1回あたりの目安）	サービス費	自己負担額（1割の場合）
要介護1～5	13,546円	1,355円

※看護職員1人と介護職員2人の場合

（1回あたりの目安）	サービス費	自己負担額（1割の場合）
要支援1・2	9,159円	916円

※看護職員1人と介護職員1人の場合

●訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問し、リハビリテーションを行います。

介護予防訪問リハビリテーションは、自宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、短期集中的に行います。

※利用については諸条件がありますので、詳しくはケアマネジャーなどへご相談ください。

（1回20分あたりの目安）	サービス費	自己負担額（1割の場合）
要介護1～5	3,249円	325円

（1回20分あたりの目安）	サービス費	自己負担額（1割の場合）
要支援1・2	3,143円	315円

〈広 告〉

介護保険とその他の福祉サービス

●訪問看護／介護予防訪問看護

看護師などが訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。

訪問看護

（1回あたりの目安）			サービス費	自己負担額（1割の場合）
要介護1～5	訪問看護ステーション	20分未満	3,359円	336円
		30分未満	5,039円	504円
	病院又は診療所	20分未満	2,846円	285円
		30分未満	4,269円	427円

介護予防訪問看護

（1回あたりの目安）			サービス費	自己負担額（1割の場合）
要支援1・2	訪問看護ステーション	20分未満	3,242円	325円
		30分未満	4,825円	483円
	病院又は診療所	20分未満	2,739円	274円
		30分未満	4,087円	409円

●居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

通院できない方に、医師、歯科医師、薬剤師などが訪問し、療養上の管理や指導を行います。

（1回あたりの目安）		①単一建物居住者1人に対して行う場合		②単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合		①・②以外の場合		
		サービス費	自己負担額（1割の場合）	サービス費	自己負担額（1割の場合）	サービス費	自己負担額（1割の場合）	算定回数
要介護要支援共通	医師	5,150円	515円	4,870円	487円	4,460円	446円	月2回を限度
	歯科医師	5,170円	517円	4,870円	487円	4,410円	441円	月2回を限度
	病院又は診療所の薬剤師	5,660円	566円	4,170円	417円	3,800円	380円	月2回を限度
	薬局の薬剤師	5,180円	518円	3,790円	379円	3,420円	342円	月4回を限度
	管理栄養士	5,450円	545円	4,870円	487円	4,440円	444円	月2回を限度
	歯科衛生士	3,620円	362円	3,260円	326円	2,950円	295円	月4回を限度

❷施設に通って利用する

●通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどに日帰りで通い、入浴、食事、機能訓練などを行います。

※サービス・活動事業の通所型サービスについては、34ページをご覧ください。

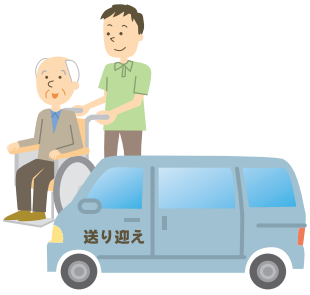

通常規模型の事業所で8時間以上9時間未満の場合

（1回あたりの目安）	サービス費	自己負担額（1割の場合）
要介護1	6,991円	700円
要介護2	8,265円	827円
要介護3	9,561円	957円
要介護4	10,878円	1,088円
要介護5	12,205円	1,221円

※入浴をした場合は1回あたり418円（自己負担額（1割の場合）は42円）又は574円（自己負担額（1割の場合）は58円）が加算されます。

※食費などが別に必要です。

〈広 告〉

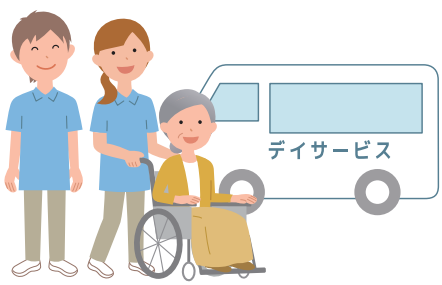

うらら

うらら居宅介護支援事業所
うららホームヘルパーステーション
TEL 525-7245
大津市木下町7-39

『あなたのおかげ
みんなのおかげ』
デイサービス おかげさん
訪問介護 おかげさん
介護タクシー おかげさん
合同会社 おかげさん介護
営業日と営業時間
月曜日から土曜日（祝日も営業）
8:30～17:30
大津市黒津2丁目1-11
FAX.077-546-8802
デイサービスおかげさん TEL.077-546-8801
訪問介護おかげさん TEL.077-526-5900
介護タクシーおかげさん TEL.080-4868-3426

●通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院などに日帰りで通い、入浴、食事、リハビリテーションなどを行います。

通常規模の事業所で7時間以上8時間未満の場合

（1回あたりの目安）	サービス費	自己負担額（1割の場合）
要介護1	8,039円	804円
要介護2	9,526円	953円
要介護3	11,035円	1,104円
要介護4	12,818円	1,282円
要介護5	14,548円	1,455円

※入浴をした場合は1回あたり422円（自己負担額（1割の場合）は43円）又は633円（自己負担額（1割の場合）は64円）が加算されます。
※食費などが別に必要です。

介護予防通所リハビリテーションでは、利用者の目標に合わせた選択的なサービス（運動器の機能向上や栄養改善など）を受けることもできます。
※利用については諸条件がありますので、詳しくはケアマネジャーなどへご相談ください。

（1か月あたりの目安）	サービス費	自己負担額（1割の場合）
要支援1	23,927円	2,393円
要支援2	44,605円	4,461円

※要支援の場合は1回あたりではなく、月額の費用になります。

❸短期間施設に泊まる

●短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設（併設型・多床室）の場合

（1日あたりの目安）	サービス費	自己負担額（1割の場合）
要介護1	6,361円	637円
要介護2	7,089円	709円
要介護3	7,859円	786円
要介護4	8,598円	860円
要介護5	9,326円	933円

※食費、滞在費などが別に必要です。
所得などが基準以下の方は、負担限度額認定を受けて負担を軽減することができます。詳しくは32ページをご覧ください。

特別養護老人ホームやショートステイ事業所に短期間入所し、日常生活上の介護や予防のための支援、機能訓練を行います。

介護老人福祉施設（併設型・多床室）の場合

（1日あたりの目安）	サービス費	自己負担額（1割の場合）
要支援1	4,758円	476円
要支援2	5,918円	592円

●短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所し、日常生活上の介護や予防のための支援、機能訓練を行います。

介護老人保健施設（多床室）の場合

（1日あたりの目安）	サービス費	自己負担額（1割の場合）
要介護1	8,673円	868円
要介護2	9,196円	920円
要介護3	9,864円	987円
要介護4	10,418円	1,042円
要介護5	10,993円	1,100円

介護老人保健施設（多床室）の場合

（1日あたりの目安）	サービス費	自己負担額（1割の場合）
要支援1	6,405円	641円
要支援2	8,088円	809円

※食費、滞在費などが別に必要です。
所得などが基準以下の方は、負担限度額認定を受けて負担を軽減することができます。詳しくは32ページをご覧ください。

〈広 告〉

福祉用具レンタル・販売・住宅改修

365日 年中無休で福祉用具をレンタル致します。
ご注文いただいた当日か翌日に納入・回収いたしますので、
お急ぎの場合もお気軽にご相談ください。

ケアサポートおうみ大津店
株式会社　宇津木
大津市大江6-17-4　TEL 077-511-9071
FAX 077-511-9063

急募
事業拡大につき
スタッフ募集

❹在宅の環境を整える

●福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための、又は介護予防のための福祉用具をレンタルできます。
レンタルにかかる費用は、福祉用具の種類やレンタル事業者によって異なります。

＜対象品目＞

①歩行補助杖
②歩行器
③手すり（工事をともなわないもの）
④スロープ（工事をともなわないもの）
⑤車イス※
⑥車イス付属品※
⑦特殊寝台※
⑧特殊寝台付属品（マットなど）※
⑨床ずれ防止用具※
⑩認知症老人徘徊感知機器※
⑪体位変換器※
⑫移動用リフト（吊り具の部分を除く）※
⑬自動排泄処理装置（交換可能部品を除く、原則要介護4・5の方のみ対象。ただし、尿のみ吸引するものは、要支援1からでも貸与可能。）

※⑤～⑫の品目は、要支援1・2、要介護1の方は原則として介護保険給付の対象外になります。

●特定福祉用具購入／特定介護予防福祉用具購入

入浴や排泄などに使用する福祉用具を、1割、2割又は3割の自己負担で購入できます。
同一年度内に、1人あたり10万円を上限とします。

＜対象品目＞

①腰掛便座（ポータブルトイレなど）
②自動排泄処理装置の交換可能部品
③入浴補助用具（入浴用イスなど）
④移動用リフトの吊り具の部分
⑤簡易浴槽
⑥排泄予測支援機器
⑦歩行補助杖
⑧歩行器
⑨スロープ（工事をともなわないもの）

※原則として、購入する前に申請が必要です。必ずケアマネジャー又はあんしん長寿相談所にご相談ください。
また、指定特定（介護予防）福祉用具販売事業所で購入しないと介護保険給付の対象になりませんので、事前にご確認ください。

●住宅改修／介護予防住宅改修

自立を支援するためや介護予防のための住宅改修工事を、1割、2割又は3割の自己負担で行うことができます。
1人あたり20万円を上限とします。ただし、転居した場合や要介護度が著しく高くなった場合※は、再度支給を受けることができます。原則として、工事を行う前に申請が必要です。必ずケアマネジャー又はあんしん長寿相談所にご相談ください。

＜対象工事＞

①手すりの取り付け
②段差の解消
③滑りの防止、移動の円滑化などのための床材の変更
④引き戸などへの扉の取替え
⑤洋式便器などへの便器の取替え
⑥その他、①～⑤までの工事に付帯して必要な工事

※初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護状態区分を基準として、介護の必要の程度（認定における要介護とは同じではない）が3段階以上上がった場合を指します。

〈広 告〉

福祉用具レンタル　販　売　バリアフリー・リフォーム工事

YASAKA
株式会社　ヤサカ　滋賀南支店
〒520-2152　滋賀県大津市月輪1丁目4-65
TEL.077-547-2661 FAX.077-547-2663
https://www.daisuki-kaigo.com/
365日年中無休

●特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどの入居者に、日常生活上の介護や、介護予防のための支援を行います。

(1日あたりの目安)	サービス費	自己負担額(1割の場合)
要介護1	5,663円	567円
要介護2	6,364円	637円
要介護3	7,095円	710円
要介護4	7,774円	778円
要介護5	8,495円	850円

(1日あたりの目安)	サービス費	自己負担額(1割の場合)
要支援1	1,912円	192円
要支援2	3,270円	327円

※食費、室料、その他の実費が別に必要です。
(費用は各施設によって異なります。)

(2)地域密着型サービス

要支援・要介護状態になっても、住み慣れた地域で、安心して生活を続けていくためのサービスです。原則として、大津市民の方が他市町村でこのサービスを利用することはできません。

●小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心として、利用者の状態や希望によって訪問や宿泊のサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供し、自宅での生活の継続を支援します。(このサービスを利用する場合は、利用する小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所のケアマネジャーがケアプランを作成します。)

(1か月あたりの目安)	サービス費	自己負担額(1割の場合)
要介護1	110,331円	11,034円
要介護2	162,153円	16,216円
要介護3	235,887円	23,589円
要介護4	260,342円	26,035円
要介護5	287,054円	28,706円

(1か月あたりの目安)	サービス費	自己負担額(1割の場合)
要支援1	36,397円	3,640円
要支援2	73,554円	7,356円

※食費、宿泊費などが別に必要です。

●認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護(デイサービス)

認知症の方を対象に、デイサービスセンターなどで入浴、食事、機能訓練などを行います。

併設型の施設で、7時間以上8時間未満の利用の場合

(1回あたりの目安)	サービス費	自己負担額(1割の場合)
要介護1	9,431円	944円
要介護2	10,433円	1,044円
要介護3	11,457円	1,146円
要介護4	12,480円	1,248円
要介護5	13,482円	1,349円

併設型の施設で、7時間以上8時間未満の利用の場合

(1回あたりの目安)	サービス費	自己負担額(1割の場合)
要支援1	8,155円	816円
要支援2	9,155円	912円

※食費などが別に必要です。

※入浴をした場合は1回あたり422円(自己負担額(1割の場合)は43円)又は580円(自己負担額(1割の場合)は58円)が加算されます。

〈広 告〉

●認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の方が少人数（5 ～ 9人程度）で、それぞれ個室を持ち、介護職員とともに共同生活をしながら介護を受けます。要支援1の方は利用できません。

（1日あたりの目安）	サービス費	自己負担額（1割の場合）
要支援2	7,827円	783円

※食費、居住費などが別に必要です。
（費用は各グループホームによって異なります。）

2ユニット以上の場合

（1日あたりの目安）	サービス費	自己負担額（1割の場合）
要介護1	7,868円	787円
要介護2	8,234円	824円
要介護3	8,485円	849円
要介護4	8,652円	866円
要介護5	8,830円	883円

●看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組み合わせを基本とし、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者の自宅での生活の継続を支援します。要支援1、2の方は利用できません。
（このサービスを利用する場合は、利用する看護小規模多機能型居宅介護事業所のケアマネジャーがケアプランを作成します。）

（1か月あたりの目安）	サービス費	自己負担額（1割の場合）
要介護1	131,315円	13,132円
要介護2	183,728円	18,373円
要介護3	258,274円	25,828円
要介護4	292,931円	29,294円
要介護5	331,354円	33,136円

※食費、宿泊費などが別に必要です。

●地域密着型通所介護（デイサービス）

定員19名未満のデイサービスセンターなどに日帰りで通い、入浴、食事、機能訓練などを行います。
※サービス・活動事業の通所型サービスについては、34ページをご覧ください。
※入浴をした場合は1回あたり418円（自己負担額（1割の場合）は42円）又は574円（自己負担額（1割の場合）は58円）が加算されます。
※食費などが別に必要です。

7時間以上8時間未満の場合

（1回あたりの目安）	サービス費	自己負担額（1割の場合）
要介護1	7,868円	787円
要介護2	9,300円	930円
要介護3	10,784円	1,079円
要介護4	12,247円	1,225円
要介護5	13,710円	1,371円

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて24時間365日必要なサービスを提供します。
要支援1、2の方は利用できません。

連携型の場合

（1か月あたりの目安）	サービス費	自己負担額（1割の場合）
要介護1	58,272円	5,828円
要介護2	104,004円	10,401円
要介護3	172,698円	17,270円
要介護4	218,461円	21,847円
要介護5	264,204円	26,421円

※訪問看護利用の場合利用料が別に必要です。

●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で、自宅での生活が困難な方が入所し、日常生活上の介護を受けます。（定員29人以下の特別養護老人ホーム）

ユニット型個室の場合

（1日あたりの目安）	サービス費	自己負担額（1割の場合）
要介護1	7,126円	713円
要介護2	7,868円	787円
要介護3	8,652円	866円
要介護4	9,415円	942円
要介護5	10,146円	1,015円

※新規入所は原則として要介護3 ～ 5の方が対象です。ただし、要介護1・2で認知症などの場合で、やむを得ない事情があれば特例的に入所が認められる場合があります。

※食費、居住費、日常生活費（身の回り品の購入費、理美容代など）が別に必要になります。食費、居住費については、所得等が基準以下の方は、負担限度額認定を受けて負担を軽減することができます。詳しくは32ページをご覧ください。

※地域密着型サービスには、他に地域密着型特定施設入居者生活介護、夜間対応型訪問介護の介護サービスがあります。（令和8年4月1日現在、大津市での実施事業所はありません。）

(3)施設サービス

介護保険施設に入所して介護を受けます。要支援1・2の方は利用できません。

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で、自宅での生活が困難な方が入所し、日常生活上の介護を受けます。

※新規入所は原則として要介護3 ～ 5の方が対象です。ただし、要介護1・2で認知症などの場合で、やむを得ない事情があれば特例的に入所が認められる場合があります。

（1日あたりの目安）	多床室		従来型個室		ユニット型個室		ユニット型個室的多床室	
要介護度	サービス費	自己負担額（1割の場合）	サービス費	自己負担額（1割の場合）	サービス費	自己負担額（1割の場合）	サービス費	自己負担額（1割の場合）
要介護1	6,155円	616円	6,155円	616円	7,001円	701円	7,001円	701円
要介護2	6,886円	689円	6,886円	689円	7,733円	774円	7,733円	774円
要介護3	7,649円	765円	7,649円	765円	8,516円	852円	8,516円	852円
要介護4	8,380円	838円	8,380円	838円	9,258円	926円	9,258円	926円
要介護5	9,101円	911円	9,101円	911円	9,979円	998円	9,979円	998円

〈広 告〉

●介護老人保健施設

病状が安定していて入院治療の必要のない方が入所し、在宅復帰できるよう、看護・医学的管理下でのリハビリテーションを中心に、日常生活上の介護を受けます。

(1日あたりの目安)	多床室		従来型個室		ユニット型個室		ユニット型個室的多床室	
要介護度	サービス費	自己負担額(1割の場合)	サービス費	自己負担額(1割の場合)	サービス費	自己負担額(1割の場合)	サービス費	自己負担額(1割の場合)
要介護1	8,286円	829円	7,492円	750円	8,380円	838円	8,380円	838円
要介護2	8,809円	881円	7,973円	798円	8,861円	887円	8,861円	887円
要介護3	9,488円	949円	8,652円	866円	9,540円	954円	9,540円	954円
要介護4	10,042円	1,005円	9,227円	923円	10,115円	1,012円	10,115円	1,012円
要介護5	10,575円	1,058円	9,739円	974円	10,638円	1,064円	10,638円	1,064円

※施設に入所した場合にかかる費用
- 食費、居住費、日常生活費(身の回り品の購入費、理美容代など)が別に必要になります。
- 食費、居住費については、所得などが基準以下の方は、負担限度額認定を受けて負担を軽減することができます。詳しくは32ページをご覧ください。

※施設サービスには、他に介護医療院サービスがあります。(令和8年4月1日現在、大津市での実施事業所はありません。)

〈広 告〉

誰もが安心し、住み慣れたまちで暮らし続けられる医療・介護をめざして

膳所在宅ケアステーション
陽だまり
大津市昭和町8-15
代表 TEL.077-524-0380
陽だまり デイサービスセンター 陽だまり居宅介護支援事業所
訪問看護ステーション陽だまり デイサービスセンターほっこり
陽だまりヘルパーステーション

在宅ケアステーション
コスモス
大津市坂本6-6-31
代表 TEL.077-579-4022
コスモス居宅介護支援事業所 訪問看護ステーションコスモス
コスモスヘルパーステーション デイサービスセンターこすもす

介護老人保健施設
日和の里
大津市坂本6-25-3
TEL.077-579-0309
介護老人保健施設入所 通所リハビリテーション
ショートステイ 訪問リハビリテーション

在宅療養支援診療所 膳所診療所
通所リハビリテーションげんき
TEL.077-524-8114
大津市昭和町2-17(京阪錦駅下車すぐ)

在宅療養支援診療所 坂本民主診療所
TEL.077-579-7121
大津市坂本6-25-30

滋賀民主医療機関連合会
医療法人滋賀勤労者保健会

3.利用者負担の軽減制度

介護サービスを利用した際、所定の要件を満たす場合には、申請により利用者負担の軽減を受けることができます。ただし、介護保険料に2年以上の滞納があり、保険給付が制限されている場合は、軽減制度を利用することができません。（14ページ参照）

高額介護サービス費～1か月間の1割、2割又は3割負担が高額になったときに～

1か月の利用者負担（1割、2割又は3割）の合計が、下記の上限額を超えた場合に、申請により超えた分が後から払い戻されます。

所得などの状況	上限額
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上の第1号被保険者がいる世帯	140,100円
課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満の第1号被保険者がいる世帯	93,000円
一般（市民税課税世帯で、上記以外の方）	44,400円
市民税非課税世帯の方	24,600円
●公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80.9万円（令和8年8月～　82.65万円）以下の方 ●老齢福祉年金を受給している方	15,000円
生活保護を受けている方	15,000円

※課税所得とは収入から必要経費などを除いた所得金額から基礎控除や配偶者控除などの各種所得控除の合計を控除した金額です。

★介護サービスを利用している方が同じ世帯に2人以上いる場合は、上限額はこの表のとおりではありません。

支給を受けるには？

支給対象になる方は、介護サービスの利用から約2か月後、大津市から「高額介護（予防）サービス費支給申請書」、「高額介護（予防）サービス費支給申請書（総合事業）」を送付しますので、振込先などをご記入のうえご提出ください。

一度ご申請いただければ、その後の申請は不要です。

高額介護サービス費の対象とならない費用

●支給限度額を超えて、介護保険の適用外となった費用
●特定福祉用具購入の費用、住宅改修の費用
●施設サービスなどでの食費・居住費（滞在費）、その他日常生活費

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険、両方の利用者負担額が高額になったときは、「高額医療・高額介護合算制度」により、限度額を超えた分が支給される場合があります。

≪利用者負担額は年額で計算します≫

利用者負担額は、毎年8月1日から翌年7月31日までにかかった利用者負担分を対象とします。

介護保険と医療保険で、年間の利用者負担を合算して限度額を超えたとき、その超えた分が後から支給されます。

高額医療・高額介護合算制度の対象とならない費用

- 支給限度額を超えて、介護保険の適用外となった費用
- 特定福祉用具購入の費用、住宅改修の費用
- 施設サービスなどでの食費・居住費(滞在費)、その他日常生活費

詳しくは介護保険課までお問い合わせください。

社会福祉法人等利用者負担軽減制度～生計の困難な方に～

所得が低く、特に生計が困難と認められる方を対象として、社会福祉法人などが提供する介護保険サービスを利用した場合に、一定の割合で、利用者負担などを軽減するものです。

市民税非課税世帯の方で、世帯の収入額、預貯金額、所有資産条件など、一定の条件を満たす方が対象になります。詳しくは介護保険課までお問い合わせください。

負担限度額認定～食費・居住費の負担を軽くする～

介護保険施設（ショートステイを含む）の食費、居住費（滞在費）は、所得及び資産が基準以下の方については、負担限度額認定を受けることにより、一定額まで負担を抑えることができます。

対象となる費用

●介護保険施設（特別養護老人ホーム〈地域密着型特別養護老人ホーム含む〉、介護老人保健施設、介護医療院）に入所した場合の食費、居住費

●ショートステイを利用した場合の食費、滞在費

※デイサービス、デイケアの食費及びグループホームなどの食費、居住費は、対象外です。

対象になる方

★負担限度額認定は、原則《所得要件》と《資産要件》の両方を満たす方のみ対象となります。

《**所得要件**》市民税が非課税世帯の方が対象です。（世帯が違っていても、配偶者は非課税であること）

《**資産要件**》預貯金額などが基準額以下の方が対象です。（預貯金額などの基準額は33ページの表のとおり）

（例外…特例減額措置についての詳細は、介護保険課までお問い合わせください。）

負担限度額認定を受けるには？

負担限度額認定を受けるには、申請が必要です。申請は介護保険課又は各支所で受付けます。

申請には通帳のコピーなどの添付が必要です。（通帳の場合、口座名義人のわかるページ及び現在の残高がわかるページが必要です。）預貯金などを複数保有している場合は、その全てのコピーを添付してください。また、配偶者がいる場合は、配偶者の通帳のコピーなども同様に添付が必要です。

該当される場合は、申請された月から限度額認定が有効になります。（認定が申請の前月にさかのぼることはありません。）

利用者負担段階及び費用負担

利用者負担額		1日あたりの居住費					1日あたりの食費
所得要件	資産要件（※1）	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室（老健・医療院）	従来型個室（特養）	多床室	
第1段階 ●世帯の全員が非課税の方で、老齢福祉年金を受給されている方 ●生活保護を受けている方	預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下	880円	550円	550円	380円	0円	300円
第2段階 ●世帯の全員が非課税の方で、課税年金収入額と非課税年金収入額及びその他の合計所得金額の合計が年額80.9万円（令和8年8月～　82.65万円）以下の方	預貯金等が単身で650万円（夫婦で1,650万円）以下	880円	550円	550円	480円	430円	390円 （600円※4）
第3段階① ●世帯の全員が非課税の方で、課税年金収入額と非課税年金収入額及びその他の合計所得金額の合計が年額80.9万円（令和8年8月～　82.65万円）超、120万円以下の方	預貯金等が単身で550万円（夫婦で1,550万円）以下	1,370円	1,370円	1,370円	880円	430円	650円 （1,000円※4） （令和8年8月～680円） （1,030円※4）
第3段階② ●世帯の全員が非課税の方で、課税年金収入額と非課税年金収入額及びその他の合計所得金額の合計が年額120万円超の方	預貯金等が単身で500万円（夫婦で1,500万円）以下	1,370円 （令和8年8月～1,470円）	1,370円 （令和8年8月～1,470円）	1,370円 （令和8年8月～1,470円）	880円 （令和8年8月～980円）	430円 （令和8年8月～530円） （430円※3）	1,360円 （1,300円※4） （令和8年8月～1,420円） （1,360円※4）
基準費用額		2,066円	1,728円	1,728円	1,231円	915円 （697円※2） （437円※3）	1,445円 （令和8年8月～1,545円）

※1　第2号被保険者は上記に関わらず、単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下であること

※2　介護老人保健施設・介護医療院で、室料を徴収する場合

※3　介護老人保健施設・介護医療院等で、室料を徴収しない場合

※4　短期入所生活介護及び短期入所療養介護の食費

★基準費用額とは、食費・居住費（滞在費）のそれぞれについて、平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額をいいます。

★施設には、特定入所者介護（予防）サービス費として、基準費用額と負担限度額の差額が介護保険から給付されます。

★負担限度額認定の対象とならない方は、利用する施設との契約によって定められた食費、居住費を負担することになります。

4.介護予防・日常生活支援総合事業のサービス

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援に認定された方や生活機能の低下がみられる人が利用できる「サービス・活動事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」の2種類のサービスを提供します。

(1)サービス・活動事業 ※要支援1・2の方、事業対象者 対象

要介護認定で要支援に認定された方及び基本チェックリストにより総合事業の対象者と判定された方が対象となります。これまで介護予防サービスとして提供されていた介護予防訪問介護と介護予防通所介護に相当する「訪問型サービス」と「通所型サービス」に加えて、「その他の生活支援サービス」を受けることができます。

ア．訪問型サービス

自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、調理や掃除、洗濯等をホームヘルパーなどとともに行うことができます。

【介護予防訪問介護相当サービス】

従来、介護サービス事業者から介護予防サービスとして提供されていた介護予防訪問介護と同等のサービス

①ホームヘルパーなどとともに行うもの
②ホームヘルパーなどのみでの生活援助
③短時間の身体介護

上記の中から、必要な支援を組み合わせてご利用いただけます。

イ．通所型サービス

通所介護施設で、入浴や排泄、食事などの日常生活上の支援を日帰りで受けることができます。

【介護予防通所介護相当サービス】

従来、介護サービス事業者から介護予防サービスとして提供されていた介護予防通所介護と同等のサービス

事業対象者・要支援1の方は原則月4回まで
要支援2の方は原則月8回まで

【訪問型・通所型サービスC（短期集中予防サービス）】

3か月から6か月の間で、リハビリ専門職などによる訪問（初回、中間及び最終の3回）と通所（週1～2回）を組み合わせて提供するサービス

ウ．その他の生活支援サービス

【配食サービス】

栄養改善及び一人暮らし高齢者等の見守りを目的に、原則最大週5回まで昼食の配食を行うサービス

【対 象 者】総合事業対象者で調理や買物が困難で、食事の確保や見守りの必要性があること。
【内　　容】対象者の状態に合わせて、おかゆやきざみ食などにもできます。
【利用料金】事業者によって異なりますので詳細は下記問合せ先にご確認ください。
※介護予防訪問介護相当サービスとの併用の場合、配食サービスの利用は昼食の確保が困難な日に限ります。
【問合せ先】長寿福祉課又は最寄りのあんしん長寿相談所

〈広 告〉

(2)一般介護予防事業

介護予防活動支援事業

【内　　容】

住み慣れた地域で「居場所」「仲間」「役割」を持ち、自分らしくいきいきと暮らせるように取り組む市民団体などの介護予防活動を支援します。

【主な要件】

●1回あたり平均10人以上の者が参加すること（うち半数以上が60歳以上の者）

●新たな参加希望者を受け入れる体制があること。

●大津市から他の補助金などの交付を受けていないこと。

【補 助 額】

●月1回程度（年10回以上）活動している団体
・活動に係る費用の総額1/2補助（上限3万円）

●週1回程度（年42回以上）活動している団体
・活動に係る費用の総額1/2補助（上限9万円）

【募集時期】4月

【問合せ先】長寿福祉課

運動実践教室

【内　　容】

住み慣れた地域において、運動を継続できるよう、椅子に座ってできる介護予防体操（おおつ光ルくん体操等）を実施します。

【開催場所】市内5か所のはぴすこ（老人福祉センター）にて月1回1時間程度実施

【利用料金】無料

【問合せ先】長寿福祉課

介護予防フィットネス事業

【開催場所】市内スポーツクラブなど…10回の教室、週1回1時間程度

【内　　容】プールやマシンなどを使い、介護予防のための運動や口コモ予防のための講話などを組み合わせた教室

【利用料金】無料

【募集時期】9月頃（広報おおつで周知します）

【問合せ先】長寿福祉課

地域リハビリテーション活動支援事業

【リハビリテーションセラピスト出前講座】

大津市内で介護予防などの自主活動を行っている市民団体に対して、リハビリテーション専門職による介護予防啓発のための出前講座を行います。

【講座内容】

●転倒骨折について

●認知症について

●食べること話すことについて

●膝痛・腰痛予防について

【利用料金】無料

【開催場所】サロンなどを開催している集会所や自治会館など

【申し込み】開催予定日から1～3か月前までにお申し込みください。

【問合せ先】長寿福祉課又は最寄りのあんしん長寿相談所

5.その他の在宅サービス

問 長寿福祉課

その他の在宅で受けられるサービスについて、内容や対象者などを以下の表に示します。

サービス名	配食サービス	寝具丸洗いサービス	紙おむつサービス
内　容	原則最大週5日まで昼食を配達し、食生活リズムと栄養バランスを整えるとともに、安否の確認も行います。 対象者の状態に合わせて、おかゆやきざみ食などにもできます。	年に1回（例年7月ごろ申込受付）、寝たきりの状態にある65歳以上の高齢者の寝具を、一人につき2枚まで洗剤を利用して水洗いし乾燥します。	寝たきりや認知症のために24時間、紙おむつを必要としている65歳以上の高齢者に対し、紙おむつ、尿取りパッド、おしり拭き、介護用手袋と交換できる、紙おむつ受給券を支給します。
対象者	**次の要件を全て満たしている方** ・65歳以上で、在宅で介護を受けていること。（入院中又は入所中ではないこと） ・調理や買物が困難で、食事の確保や見守りの必要性があること。 ・一人暮らしもしくは高齢者世帯（それに準ずる世帯）であること。	**次の要件を全て満たしている方** ・65歳以上で、在宅で介護を受けていること。（入院中又は入所中ではないこと） ・寝たきりもしくはそれに準ずる状態であること。 ・介護保険料所得段階が第1～第5段階であること。 ・要介護1～5であること。（要支援1・2は不可）	**次の要件を全て満たしている方** ・65歳以上で、在宅で介護を受けていること。（入院中又は入所中でないこと） ・寝たきりもしくは認知症のために24時間、紙おむつを必要とする状況が3か月以上続いていること。 ・要介護1～5であること。（要支援1・2は不可） ・在宅障害者施策（障害福祉課所管）による紙おむつ受給券の支給を受けていないこと。 ・介護保険料所得段階が第1～第5段階であること。
利用料金、助成内容等	事業者によって異なりますので詳細は下記相談先にご確認ください。	布団1枚につき400円（ただし、羽毛布団は1枚につき600円）	1か月あたり4,500円（1,125円×4枚）の紙おむつ受給券をお渡しします。 継続利用の方： 7月・11月・3月下旬に4か月分を前渡し 新規利用の方及び再開の方： 申請受付は、毎月25日（閉庁日の場合は直前開庁日）締切、審査した月の翌月分から。 ※締切日に間に合わない場合は翌々月分からとします。 ※紙おむつ受給券は大津市指定の薬局等でのみ利用できます。
相談先	・あんしん長寿相談所 ・ケアマネジャー ※訪問介護（介護予防訪問介護）サービスとの併用の場合、配食サービス利用は昼食の確保が困難な日に限ります。	・あんしん長寿相談所 ・お近くの担当民生委員	・あんしん長寿相談所 ・ケアマネジャー ・お近くの担当民生委員

サービス名	小規模住宅改造費助成	日常生活用具給付サービス 【緊急通報装置】
内　容	要支援・要介護認定を受けている日常生活動作能力の低下した65歳以上の高齢者の排泄や入浴、移動などを容易にするために行う住宅の改造経費の一部を助成します。 ※介護保険を優先利用	65歳以上の一人暮らしなどで、緊急の対応を要するような病気をもっておられる高齢者に対して、ボタンを押すことで、健康相談に応じ、緊急時にはすみやかに消防局が駆けつけられる緊急通報装置を貸与します。
対象者	**次の要件を全て満たしている方** ・65歳以上で、在宅で介護を受けていること。（入院中又は入所中ではないこと） ・寝たきりもしくはそれに準ずる状態であること。 ・本人、配偶者及び扶養義務者の所得が老齢福祉年金の給付制限を超えないこと。 ・在宅重度心身障害者住宅改造費用の助成（障害福祉課所管）と併用していないこと。	**次の要件を全て満たしている方** ・65歳以上で、在宅で介護を受けていること。（入院中又は入所中ではないこと） ・一人暮らし（昼間独居は含みません）もしくは高齢者世帯（それに準ずる世帯）の方 ・緊急時（発作を起こしたり、意識不明になる等）にご自分で119番通報することができない又はそのおそれのある方
利用料金、助成内容等	改造に要する工事費の2分の1の金額（1世帯あたり25万円が限度）を助成。 ※工事を行う前に事前申請と所得の確認が必要です。	所得税の課税世帯 …所得税の額に応じて負担 生活保護受給世帯及び所得税非課税世帯 …無料
相談先	・あんしん長寿相談所 ・ケアマネジャー	・あんしん長寿相談所 ・お近くの担当民生委員 ※このサービスには近隣の協力員が1名以上必要となります。

その他

1.成年後見制度・障害者控除対象者認定

成年後見制度利用支援事業

内容 成年後見制度を使いたいが、申立てできる親族などがいない場合に市が代わって申立てを行います。また、後見人への月々の報酬を支払うことが困難な方に対して、基準費用の助成も行っています。

相談先 福祉政策課・長寿福祉課

65歳以上の方の税法上の「障害者控除対象者認定」について

内容 認知症や寝たきりの方など、心身に障害がある65歳以上の高齢者が、身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けていない場合でも本人又はその扶養者が所得税や市県民税の障害者控除を受けられるようにするための制度です。

●対象になる方

認定基準日（※1）において、以下の4つの要件を全て満たしている方

①大津市に市県民税や所得税を納めていること
②大津市に住民登録があり、65歳以上であること
③要支援2もしくは要介護1 ～ 5の認定を受けていること
④介護保険の認定調査票又は主治医意見書で日常生活自立度の判定が一定基準であること（※2）

●申請の方法

「障害者控除対象者認定申請書（※3）」に必要事項を記載の上、長寿福祉課までご提出ください（支所・あんしん長寿相談所経由も可）。申請後、結果についてはおおむね二週間後（状況によって前後します）、申請者に郵送いたします。

（※1） 認定基準日は所得税申告の対象となる年の12月31日となります。基準日に要件を満たしているかを確認し、認定又は却下の判定をし、通知します（ただし、対象の方が年の中途で死亡された場合はその死亡日を基準日とします）。

（※2） 申請後、大津市が審査します。

（※3） 申請書は支所、長寿福祉課及び大津市ホームページにございます。

●要介護認定と障害者控除認定は判断基準が異なるものであるため、要介護認定を受けた方が、必ずしも障害者控除認定の対象になるとは限りません。

●電話による「障害者控除認定」の対象となるかどうかのお問い合わせにはお答えできません。

●認定書は税の所得控除でのみ使用できるものであり、障害者としてのサービスが受けられるものではありません。

相談先 長寿福祉課

〈広 告〉

■成年後見のご相談
（コスモス成年後見サポートセンター会員）
■遺言書起案から相続の手続きまで
行政書士は頼れる「街の法律家」です
琵琶湖法務行政書士事務所
森永 勝博
大津市下阪本一丁目23-14-2
TEL&FAX 077-572-9354
biwako-homu@silver.plala.or.jp

司法書士法人
やまがた司法事務所
司法書士 山形 由奈
見守り業務
成年後見申立て
貯金の管理
一人暮らしのサポート
終活支援
遺言書の作成
遺言書の準備
不動産登記
相続・売買・贈与
担保権設定・抹消等
会社・法人登記
設立・役員変更・増資等
いつでもお気軽にご相談下さい
大津市坂本4-8-51（理性院内）
077-578-3121

2.高齢者の健康づくり（高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施）

健康いきいき講座

内 容 運動指導員・歯科衛生士・栄養士がサロンにお伺いし、介護予防のコツや健康づくりについての講座を行います。

開催場所 サロンなどを開催している集会所や市民センターなど

利用料金 無料

問合せ先 最寄りのあんしん長寿相談所

シニア向け健康トレーニング教室

内 容 毎週1回（全10回）の健康教室。個人の健康状態や体力レベルにあわせた運動や栄養プログラムを提供します。また、参加期間中は、活動量計等を貸与し、ご自分の活動量とトレーニングの効果をみてもらいます。

開催場所 市内商業施設など

募集時期 7月頃・10月頃
（広報おおつなどで周知します）

問合せ先 長寿福祉課

フレイルを防いで健康寿命をのばしましょう！

●フレイルとは？

高齢期に心身の機能が低下してきた状態をいいます。

「健康な状態」と「介護が必要な状態」の中間の段階で、高齢者の多くはフレイルを経て、要介護状態になります。しかし、早めに生活習慣を見直すことで健康な状態に戻ることができます。いつまでもいきいきとした毎日をおくるために、フレイル予防に取り組みましょう。

●あなたのフレイル危険度をチェックしましょう！

☑ いくつ当てはまりますか？

- ☐ 半年で2kg以上の意図しない体重減少があった
- ☐ 歩くのが遅くなった
- ☐ 疲れやすくなった
- ☐ 筋力（握力）が低下した
- ☐ からだを動かすことが減った

1～2つ当てはまったら→フレイル予備軍
3つ以上当てはまったら→フレイル

●フレイル予防4つのポイント

1.運動（スクワットや開眼片足立ちなどの筋力運動を！）
2.食事（毎日の食事を大切に、主食・主菜をしっかりとりましょう）
3.歯と口の健康（口の中を清潔に保つ、口腔体操をしましょう）
4.社会参加（家族や友人との交流を）

認知症のサポート

1.認知症の理解と早期発見

「認知症になっても住みなれた湖のまちでいつまでも暮らせる笑顔の大津（認知症SMILE大津）」

「認知症」とは

認知症は誰でもなる可能性があります。加齢によるもの忘れではなく、さまざまな原因で記憶・判断力などに障害が起こり、生活する上で支障がおよそ6か月以上継続している状態をいいます。

早期発見・早期治療が大切な理由

- 認知症の原因となる病気を治療することで治る場合もあります。
- 早期治療を始めることで進行を遅らせることがあります。
- 早期発見によって、今後の生活の準備ができます。

認知症の人にやさしいお店・事業所のステッカーです。

認知症に関する、普及・啓発・支え合う事業

問 長寿福祉課 ☎528-2741

大津市認知症ガイドブック（認知症ケアパス）

※長寿福祉課及びあんしん長寿相談所に設置しています。

「認知症」について理解していただき、認知症の人やその家族が居心地の良い住みなれた地域で、いつまでも暮らせるための情報がまとめてあります。

認知症は、早く気づいて対応することで、今後の生活の準備をしたり、進行を遅らせることがあります。認知症は症状の進行状況に合った対応や支援が大切です。

認知症の発症からその進行状況に合わせて受けられる医療・介護サービスや制度などの情報がまとめてあります。

認知症簡易チェックサイト・チェックアプリ

ご心配な方は簡単なチェックをしてみませんか？

- □物忘れが目立つ
- □知っている人の名前が思い出せない
- □約束したこと自体を忘れる
- □同じ話を無意識のうちに繰り返す

●パソコンをお持ちの方は、下記URLよりご利用ください。
HP：https://fishbowlindex.net/otsu/

●スマートフォン（QRコード対応機種）をお持ちの方は、上記のQRコードをご利用ください。

「もしかしたら？」と思ったら、まずは「かかりつけ医」へ相談しましょう。

認知症サポーター養成講座

認知症についての正しい知識と具体的な対応方法などを学び、受講された方に認知症の人とその家族を温かく見守る認知症サポーターとなっていただくための講座です。

行方不明高齢者等早期発見ダイヤル事業

認知症などによる症状により、行方不明になるおそれのある方に事前に登録をいただき、家族などから行方不明の連絡を受け、協力事業所等にメールを配信し、早期に行方不明高齢者等を発見するための事業です。

行方不明高齢者等GPS位置情報探知システム利用支援事業

認知症による症状により行方不明になった高齢者等の位置情報を探知するためのGPS機器利用にかかる初期費用を補助する事業です。

認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

認知症の人やその家族が地域の中で安心して暮らせるよう、認知症による症状により第三者に損害を与えた時に、これを補償するための保険です。

〈広 告〉
あなたのくらしとともに
訪問介護事業所ともに
障がい者支援事業所ちよに
大津市堅田一丁目5番19号
☎ 077-574-2281

認知症に関する相談窓口

認知症初期集中支援チーム（チームスマイルおおつ）

認知症は初期の対応が大切です。もの忘れや、気がかりな行動などの相談にのり、必要に応じたサポートをします。

●認知症初期集中支援チームとは

認知症専門医師（非常勤）と常勤の看護師・介護支援専門員・社会福祉士等の医療・介護の専門職で構成しています。「チームスマイルおおつ」はチームの愛称です。

●こんな支援を行います

認知機能の低下により、どのような生活上の困難があるのか、ご本人の様子やご家族が困っていることなどを家庭訪問により確認し、医療受診や介護サービスの導入など、最長6か月を目安に集中的な支援を行います。症状に合った対応のアドバイス等も行います。

●対象となる方

40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症の人又は認知症が疑われる方で

・認知症の診断を受けていない、又は治療を中断している方
・医療サービスや介護サービスなどを利用していない方
・何らかのサービスを利用しているが、認知症による症状が悪化して対応に悩んでいる方

●問合せ先

長寿福祉課
電話番号 528-2741

お近くのあんしん長寿相談所でも、認知症を含む高齢者の総合相談を受け付けています。
各あんしん長寿相談所の問合せ先は、6ページのとおり。

認知症の診断・治療に関する専門医療機関

認知症疾患医療センターは、認知症疾患における鑑別診断、地域における医療機関などの紹介、認知症の行動・心理症状の急性期対応などを行う専門医療機関です。

［認知症疾患医療センター］

●瀬田川病院（玉野浦4-21）
電話番号 543-1441

認知症の悩みに関する相談先

大津市医師会では認知症に関するメール相談を開設されています。下記URLよりご利用ください。
ホームページアドレス：
https://www.otsu.shiga.med.or.jp/
対 象 認知症かなと悩んでいる本人やその家族
対応者 大津市医師会会員
内 容 認知症の医療についての相談
問合せ 公益社団法人大津市医師会
電話番号 525-4104

認知症の人と家族などが中心に活動する全国組織があり、大津でも「電話相談」や「本人・家族のつどい」を実施しています。
連絡先 認知症の人と家族の会滋賀県支部
電話番号 0120-294-473

〈広 告〉

よくある質問

1.資格について

Q1 被保険者証、負担割合証をなくした場合は。

A1 被保険者証などを紛失したり、破損した場合などは、再交付します。
介護保険課又は各支所で再交付申請の手続きをしてください。

Q2 大津市内で引越しをした場合や、氏名に変更があった場合は。

A2 市内で引越し(転居)をして住所や氏名に変更があった場合には、原則として、届け出のあった翌日に、新しい被保険者証を送付します。お手持ちの古い被保険者証はご返却ください。

Q3 大津市から他の市町村へ転出する場合は。

A3 **●要介護(要支援)認定を受けていない方**
→お手持ちの被保険者証は、大津市役所へご返却ください。転出先の市町村で新しく被保険者証が発行されます。

●要介護(要支援)認定を受けている方
→要介護（要支援）認定をお持ちの方は、転出日から14日以内に転出先の市町村の介護保険担当窓口へお申し出くだされば、大津市で受けていた要介護(要支援）認定が、転出先の市町村でも引き継がれます。
(被保険者証は大津市役所へご返却ください。転出先の市町村で新しく被保険者証が発行されます。)
※転出後14日以内に転出先市町村で手続きが必要です。詳しくは転出先の市町村へお問い合わせください。

2.認定･審査について

Q1 病気が重くなると要介護の区分は高くなるのですか。

A1 要介護認定は、「介護の手間にかかる時間」をものさしとし､介護サービスの必要度(どれくらい介護のサービスを行う必要があるか）を判断するもので、医療における病気の重症度と介護保険の要介護度は一致しない場合があります。

例えば､アルツハイマー型の認知症の方で、身体の状況が比較的良好であった場合、徘徊をはじめとする周辺症状のために介護に要する手間が非常に多くかかることがあります。しかし、身体的な問題が発生して寝たきりである方に認知症の症状が加わった場合、病状としては進行していますが、徘徊等の周辺症状は発生しないため、介護の総量としては大きく増えないことが考えられます。

Q2 要介護(要支援)認定が決まるまで介護サービスは使えないのですか。

A2 要介護(要支援)認定が決定するには一定の期間を要しますが、緊急に介護サービスを使う必要があるときは、認定前に暫定的な介護サービス計画を作成し、申請日から利用することができます。

ただし、支給限度額を超える介護サービスについては、介護保険の適用がされません(全額自己負担となります。）ので、介護支援専門員（ケアマネジャー）(18ページ参照)と相談し、慎重にご利用ください。

Q3 認定の有効期間はあるのですか。

A3 認定の有効期間は新規申請の場合は原則として6か月です。更新申請の場合は原則として12か月です。ただし、その方の状態に応じて短縮・延長することがあります。引き続きサービスを利用する場合は、有効期間が終了するまでに更新申請をすることが必要です。有効期間が終了したまま、介護保険のサービスを利用すると、保険が使えず全額自己負担になってしまいます。

更新申請は有効期間終了の60日前から行えます。

※その方の心身の状況などに明らかな変化があった場合、認定有効期間内であっても、要介護・要支援状態区分変更申請ができます。

Q4 大津市に転入してきたのですが手続きは必要ですか。

A4 転入前の市町村で要介護(要支援)認定を受けていた方が大津市に転入された場合、転入日から14日以内に所定の申請をすることで、審査会の審査及び判定を経ることなく、転入前の市町村の要介護度を引き継ぐことができます。この転入継続による認定期間は、原則転入日から6か月間です。

Q5 要介護認定の申請に必要なものは何ですか。

A5 第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の方については、医療保険情報と特定疾病（介護保険法で定める16疾病）の情報が必要です。なお、第1号被保険者（65歳以上）の方は、特に必要なものはありません。

Q6 要介護認定の申請に必要な書類はどこでもらえるのですか。

A6 大津市役所本庁（本館2階 介護保険課）ほか、支所、あんしん長寿相談所（地域包括支援センター）で配付しています。また、大津市ホームページからダウンロードすることができます。

Q7 要介護認定の申請をするには、市役所の窓口に行かなければなりませんか。

A7 郵送での申請、支所、あんしん長寿相談所の窓口での申請も可能です。

Q8 要介護認定に関する調査は誰が行うのですか。

A8 大津市の調査員、又は居宅支援事業所及び介護施設のケアマネジャーが行います。大津市の調査員が調査を行う場合は、申請から数日後に、日程調整のお電話をさせていただきます。

Q9 要介護認定の申請時に、主治医の意見書を添付する必要がありますか。

A9 申請書の主治医の欄に、主治医の氏名及び医療機関情報を記入いただければ、大津市から記載の医療機関に意見書を依頼します。そのため、申請時に添付する必要はありません。意見書作成に要する費用も大津市が負担します。

Q10 要介護認定は申請から認定までどれくらいの時間がかかりますか。

A10 原則30日以内です。30日以内に認定が行えない場合は、処理見込期間と延期理由を記載した延期通知書を発送します。

Q11 要介護認定結果通知書を被保険者以外の所に送付してもらうことは可能ですか。

A11 認定結果通知書は原則被保険者の住民票の住所地へ送付します。ただし、申請書の裏面の「結果通知の送付先」に、送付先を記入いただければ、この申請に限り、ご指定の住所地に送付します。（ご家族以外の方が受取人になる場合は委任状の添付が必要です。）なお、常時介護保険関係書類の送付先を変更する場合は、別途「送付先変更申請書」の提出が必要です。

Q12 要介護認定の申請中に他市町村に引越しした場合、再度申請をする必要がありますか。

A12 要介護認定の申請中の方は、申請の種別や進捗状況により、大津市で要介護認定を受けた上で、その認定結果を引き継ぐ場合と、大津市での申請を取り下げ、転出先の市町村で再度申請いただく必要がある場合がありますので、詳しくは介護保険課まで問合せください。

Q13 要介護認定後、心身の状態が変わった場合はどうすればよいのですか。

A13 認定有効期間内に心身の状態が変化し、認定の見直しが必要となった場合は、要介護・要支援状態区分変更申請をすることができます。
ただし、申請が却下となる場合もありますので、ケアマネジャー等とよくご相談のうえ、申請してください。

3.入院～退院～在宅療養の流れ

Q1 今、入院中なのですが、退院から在宅療養までの流れを教えてください。

A1 入院～退院～在宅療養までの流れをまとめた下図をご覧ください。

入院中

退院に向けた話が出てきたら、下記を確認しましょう。

退院調整をする病院の窓口を確認

病棟スタッフが調整する場合や「退院連携室」「患者相談室」などの部署が調整する場合があります。担当者の氏名まで確認しましょう。

自宅で介護等が必要かどうか確認

下記をチェックして、状態を確かめましょう。
支援が必要な場合は、相談担当者と相談し、申請の手続きをしましょう。

1.食事の準備はできますか？
2.買い物はできますか？
3.お風呂はひとりで入れますか？
4.掃除はできますか？
5.退院後、続けて受診が必要ですか？
6.退院後も医療処置が必要であったり、体調の管理に心配がありますか？医療処置が必要な場合、通院はできますか？また、往診や訪問看護が必要ですか？
7.自宅は手すりや段差解消が必要ですか？
8.ベッドや車椅子が必要ですか？
9.介護保険の認定がありますか？

退院準備

退院後、以下のようなサービスを必要に応じて利用することができます。
ご利用にあたり条件のあるサービスもありますので、退院前に病院の相談員やあんしん長寿相談所にご相談いただき、準備を整えてください。

公的サービス

●介護サービス・地域支援事業

要介護（要支援）認定申請をし、要介護の認定を受けた場合は、ケアマネジャーと契約して必要なサービスを利用することになります。あなたに合ったサービスとなるようにケアマネジャーが定期的に「サービス担当者会議」を開催し、チームで支援できるよう話し合います。状況の変化に応じてサービス内容を調整するので、ご本人やご家族の希望を遠慮なく伝えましょう。

また、要支援の方はあんしん長寿相談所がサービス利用の窓口となります。認定を受けられなかった場合でも、地域支援事業などの公的サービスが利用できます。

●医療サービス

必要に応じて、医師・看護師が訪問します。これ以外に、薬剤師・歯科医師等の訪問も可能です。

47ページ上段に続きます

46ページ下段からの続きです

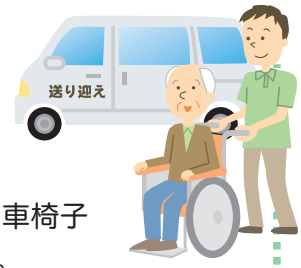

その他（介護保険適用外）

退院に向けて、よく利用されるサービスに以下のようなものがあります。

●介護タクシー

ヘルパー資格を持った運転手が、タクシーの乗降を介助してくれるものや、車椅子のまま利用できるタクシーなどがあります。料金は各社に問合せが必要です。

●弁当宅配サービス

●自費ヘルパー

退院後しばらくの間だけ、家事・買い物・掃除などを助けてもらいたい場合や、夜心配なので、泊まってもらいたい場合などに利用できます。

●訪問マッサージ

ご自宅に戻ってから

介護保険を利用し、在宅療養が始まると、定期的にケアマネジャーが訪問します。関係者が集まって「サービス担当者会議」を開催し、現在のサービスでよいかなどを話し合います。状態が変われば、その都度相談しながら必要なサービスを調整していくことになります。

介護サービス利用に伴い定期的に行う手続き

●ケアプランを確認し署名又は押印

●介護保険利用料支払い（毎月）

支払い方法は事業所毎に異なります。

●介護保険の利用者負担額が高額になったとき

「高額介護サービス費」が支給される場合があります。詳しくは30ページをご覧ください。

医療機関を受診した場合

●医療保険自己負担金
（その都度医療機関で支払い）

●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

「高額医療・高額介護合算制度」により、限度額を超えた分が支給される場合があります。詳しくは30ページをご覧ください。

●医療費の一部負担金が高額になったとき

申請をして認められた場合に、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。ご加入の医療保険者にお問い合わせください。

〈広 告〉

24時間365日 住みなれた場所に医療をお届け
在宅療養支援診療所
ピースホームケアクリニック

医療法人平和の森　理事長
ピースホームケアクリニック 院長
平本　秀二

通院が難しくなった
退院後も家で医療を受けたい
そんな時にお声かけ下さい

大津市神領3-11-7
TEL 077-548-7663
お問い合わせはHPからメールか
平日8:30～17:00にTEL下さい

保険外に特化した訪問介護事業所
ケアステーション湖畔
<民間救急>介護タクシー湖畔
医療系搬送可能（弊社看護師同乗可）
24時間受付可、ストレッチャー対応でも
長距離でもお任せ下さい!ご自宅内まで介助可!
大津市柳が崎9-17-701
☎ 077-572-9903

4.介護保険料について

Q1 介護保険を利用していません（利用するつもりもありません）が保険料を納めるのですか。

A1 介護保険は、介護の負担を社会全体で支えあう社会保障制度です。介護保険を利用する、しないにかかわらず、原則として40歳以上のすべての方が被保険者となり、保険料の納付義務があります。また、任意で介護保険を脱退することはできません。

Q2 介護保険と医療保険の違いは。

A2 介護保険は身体機能が低下し、日常生活に介護や援助が必要な方が、自宅や施設で介護サービスを受けるための保険です。
医療保険は、病気やけがなどの治療が必要な方が、通院や入院で診療・投薬などを受けるための保険です。

Q3 特別徴収（年金天引き）ではなく、普通徴収（納付書・口座振替）で納めたいのですが。

A3 介護保険法で、年金からの徴収（特別徴収）を原則とすることが定められており、年金の支給額が年額18万円以上の場合は年金からの徴収となります。希望により年金からの徴収を停止することや納付方法を選択することはできません。

Q4 65歳になったら納付書が届きました。いつから特別徴収（年金天引き）になりますか。

A4 年金受給額が年額18万円以上の方は、年金の支給が始まる月からおおよそ半年から1年後に特別徴収が始まります。手続きは不要で、開始時期については市から通知します。それまでは、納付書又は口座振替でのお支払となります。

Q5 65歳になり納付書が届きましたが、今まで医療保険の中でも支払っています。二重徴収ではないですか。

A5 65歳到達の前月分までの介護保険料は医療保険者に納め、65歳到達の当月分からは、直接市に介護保険料を納めることになります。したがって、保険料の二重徴収にはなりません。
なお、国民健康保険の場合は、年度当初の保険料決定時（6月）に予め65歳到達の前月分までの保険料を計算し、その額を10回に分割し年間を通して徴収しています。その他の医療保険に関しましては、各医療保険者にご確認ください。

Q6 今まで介護保険料は特別徴収（年金天引き）されていたのに、納付書が届きました。どうしてですか。

A6 今まで年金から特別徴収されていた方でも、次のような方は、特別徴収は停止となり、しばらくの間、納付書又は口座振替でのお支払となります。

- 他市町村から転入してきた場合
- 所得等の見直しにより、保険料の所得段階が変更になった場合
- 受給されている年金の種類が変わった場合
- 年金の現況届の提出が遅れた場合

など

5.訪問介護サービスについて

Q1 訪問介護サービスで「できること」「できないこと」を教えてください。

A1 介護保険で利用できる居宅サービスの中で、市民の方から特に問合せの多い訪問介護サービスにおいて、ホームヘルパーが「できること」「できないこと」をまとめました。

○できること

身体介護

本人が食事・入浴・排泄などの生活動作ができず介助を必要とする場合に、ケアマネジャーが作成するケアプランに位置付けることにより利用できます。

- 食事介助
- 入浴介助
- 排泄介助
- 服薬介助
- 起床、就寝介助
- 通院等外出介助

など

生活援助

本人が単身の場合や同居の家族が障害や疾病などのため、家事を行うことが困難な場合に、ケアマネジャーが作成するケアプランに位置付けることにより利用できます。

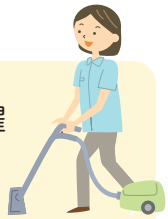

- 居室の掃除
- 衣類等の洗濯
- 一般的な食事の準備や調理
- 生活必需品の買い物代行
- 薬の受け取り
- 衣服の整理、補修
- ベッドメイク

など

×できないこと

身体介護

本人の日常生活範囲を超えること、趣味嗜好に関すること、医療行為に関することなどについては頼めません。

- 旅行への付き添い
- 散髪
- カラオケへの付き添い
- 医学的判断が必要な傷の処置

など

生活援助

本人以外の家族のための家事や日常的な家事の範囲を超えること、金銭や貴重品の取り扱いなどについては頼めません。また、本人不在の時に家事を頼むこともできません。

- 自家用車の洗車
- 庭の花木の手入れ
- ペットの世話
- 家具等の移動
- 預貯金の引き出し

など

訪問介護サービスは、利用者が自立した日常生活を送ることができるよう支援するサービスです。介護が必要な方も、訪問介護サービスを上手に利用し、自分ができることを続けながら身体機能の維持を心掛けましょう。

公益社団法人 大津市医師会

ごあいさつ

大津市医師会は、明治7年大津の開業医により開設された「弘業社」を前身とし、以来数次にわたる組織改編を重ねながら、昭和22年に社団法人化し、名称も「大津市医師会」と改めました。

その後、平成24年4月に公益社団法人となり、現在は開業医、勤務医による会員約500名を擁する組織として、大津市域の保健・医療・介護・福祉の充実と市民が健康で安心して暮らせる社会を目指して、行政機関や関係団体と連携をしながら、様々な公益事業に取り組んでいます。

主な事業活動のご紹介

▶ 医療機関検索システム

市内の開業医に関する情報を、インターネットを通じて提供するシステムです。医療機関の医師名・名称・所在地・診療科目・診療曜日・公的健(検)診から、希望する条件にあった医療機関を探すお手伝いをさせていただきます。携帯電話からは次のアドレスでご利用ください。

https://www.otsu.shiga.med.or.jp/mobile

▶ 市民公開講座

大津市民のすこやかで健康な心身の維持・増進に貢献することを目的に、病気やその予防対策、健康維持について理解していただく機会として開催しています。

▶ 小児救急

日曜、祝日は、大津赤十字病院内に開設されている小児急病診察室での診療に参画し、24時間365日の小児救急体制に協力しています。

▶ 介護保険

主治医(かかりつけ医)としての意見書の作成や認定審査会での認定作業、ケアプラン作成過程での指示・指導、介護保険サービスなどに協力しています。

▶ 健康増進事業

市と協力し、乳幼児健診やがん検診及び各種予防接種などを実施するほか、特定健診・特定保健指導への対応にも関係機関と協力し健康増進に努めています。

また、市民が疾病、健康増進等について正しく理解するための啓発活動として、市民公開講座や出前講座を開催しています。

▶ 認知症相談

認知症の初期診断をためらっているご本人やご家族が、メールで気軽に相談できる窓口「認知症メール相談」を開設しています。

▶ 学校保健

市立の学校・園医、保育園医として児童生徒の健康を守るために検診・健康相談に応じるほか、学校保健に関する諸行事に参加、指導をしています。

▶ 医療連携

市民の方々に充分で安心できる治療をお受けいただくよう、病院と開業医(診療所)との協力体制を整備し、病診連携(病院と診療所)を図っています。また、自殺防止のためのうつ病の方の早期発見・早期治療を進めるために、一般診療科医と精神科医の診診連携(診療所と診療所)も行っています。

- 大津市紹介患者診察検査予約制度・外来診察電話予約制度開放型病床・大津G-Pネット

▶ 会員の研修

“人の命を預かる”という社会的使命感と強い倫理観をもって医療に携る会員(開業医)を対象に、日々進歩する医療、臨床医としての知識と技術の習得など、日常診療に必要な研修会を実施しています。

- 学術講演会・各種セミナーの開催・病院見学会など

▶ 看護専修学校

地域医療の向上と発展のため、特にプライマリ・ケア(身近にあって何でも相談にのってくれる総合的な医療)を担う医療機関の准看護師を養成することを目的に昭和63年4月に開校。以来、多くの卒業生が各方面で活躍しています。

TEL.077-526-2059　FAX.077-526-2893

https://www.otsu.shiga.med.or.jp/kango/

E-mail:nurse@otsu.shiga.med.or.jp

“大津市医師会は、日々研鑽に努め、34万市民の医療福祉の一層の向上を目指しています。”

公益社団法人 大津市医師会

https://www.otsu.shiga.med.or.jp/

〒520-0047 大津市浜大津4丁目1番1号 明日都浜大津1階

TEL 077-525-4104／FAX 077-524-3928

このページは有料広告ページです。

病院・医院

医療法人良善会
ひかり病院
日本医療機能評価機構認定病院

TEL. 077-522-5411

外来診療科目

内科/老年内科/消化器内科/リハビリテーション科

診療時間

	月	火	水	木	金	土	日
AM 9:00~12:00	○	○	○	○	○	／	／
PM 14:00~16:00	○	○	○	○	○	／	／

休診日/土曜・日曜・祝日

〒520-0002 滋賀県大津市際川3丁目35-1
https://hikaribyouin.com/

『かかりつけ医』をお持ちですか？

今は健康に心配のない方でも、将来の健康を守るため
「かかりつけ医」を持ちましょう！

『かかりつけ医』とは？

日常的な診療や健康管理など気軽に相談できて、
じっくり診療してもらえる身近なお医者さんのことです。

『かかりつけ医』のメリット

◆比較的待ち時間が短く、受診の手続きも簡単で、じっくり診療してもらえます。
◆精密検査や入院が必要なときは、適切な病院や専門医を紹介してもらえます。
◆食事面など、日常の健康管理のアドバイスをしてもらえます。
◆継続して受診することで、病歴や体質、生活習慣等を理解してもらえます。
◆在宅等で医療が必要になったときの相談ができます。

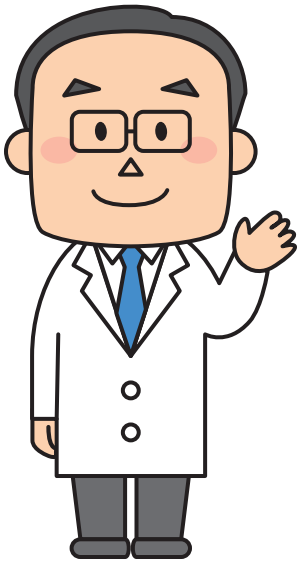

『かかりつけ医』と『病院』の連携

医療の分野では地域の「かかりつけ医」と「病院」がそれぞれ役割を持ちながら、患者さんを診ていく「医療連携」という形で連携しています。

患者

受診

かかりつけ医

体調が悪くなった時に、
まず受診・相談

治療・検査が終了

紹介

紹介

入院・検査が必要

病　院

専門的な
検査や入院等

「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」も持ちましょう！

●**「かかりつけ歯科医」**
継続的に口の中の状態を確認してくれる歯医者さん。
虫歯や歯周疾患の予防・早期発見をしてくれます。

●**「かかりつけ薬局」**
薬の飲み合わせなど気軽に相談できる薬局。お薬手帳で医薬品の重複投与のチェックをしてくれます。

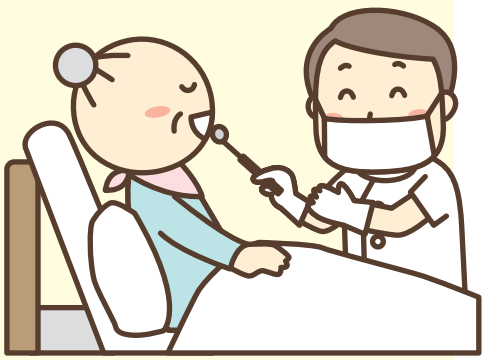

歯科救急医療体制について

大津市では、一般社団法人大津市歯科医師会の協力のもと、大型連休や年末年始等の連続した休日に歯科診療が受けられるよう、救急歯科診療体制を整えています。

当番表は、市ホームページや「広報おおつ」でご確認ください。

お願い

- 受付時間は10:00～16:00です。
- かかりつけ医や最寄りの医療機関の診療日時なども事前に確認しておきましょう。
- 自然災害等やむを得ない事情により、臨時休診又は診療時間を短縮する場合があります。受診の際は、あらかじめ電話で確認の上、マイナ保険証などを持参してください。

救急医療体制について

大津市では、休日や夜間に急な病気やケガをしたときに、適切な治療が受けられるように一般救急医療を提供しています。

救急医療体制一覧（一般救急）

	日　曜	月　曜	火　曜	水　曜	木　曜	金　曜	土　曜
第1・3週	市立 大津市民病院 本宮 2-9-9 522-4607	北部：琵琶湖大橋病院 真野 5-1-29　573-4321 南部：JCHO 滋賀病院 富士見台 16-1　537-3101	市立大津 市民病院	市立大津 市民病院	滋賀医大病院 瀬田月輪町 548-2111	大津 赤十字病院	大津 赤十字病院
第4・5・2週	大津赤十字病院 長等 1-1-35 522-4131	市立大津市民病院	市立大津 市民病院	市立大津 市民病院	滋賀医大病院	大津 赤十字病院	大津 赤十字病院

●滋賀の救急電話相談（＃7119）について

急な病気やけがの際に、「救急車が必要なのか？」「どこの医療機関を受診したらよいのか？」などの救急医療相談に対し、24時間365日（年中無休）の体制で看護師などの専門員がアドバイスを行います。

固定電話、携帯電話から＃7119・IP電話、ダイヤル回線から077-528-1317

●お近くの医療機関、薬局をお探しの方は、「医療情報ネット」をご利用ください。

「医療情報ネット」は、診療日や診療科目といった一般的な情報に加え、対応可能な疾患・治療内容、提供しているサービスなど様々な情報から、全国の医療機関・薬局を検索することのできる厚生労働省の全国統一システムです。

電話による案内　大津市内の医療機関を自動音声により案内します。　525-3799

意思表示ができなくなる前に準備をしませんか？

人生会議で最期まで自分らしく

人生はだれでも最期の時が訪れます。もしもの時のために「自分がこれからどう生きたいか」を前もって考え、家族など大切な人たちと希望を繰り返し話し合うことを「人生会議（ACP :アドバンス・ケア・プランニング）」といいます。

終末期の過ごし方は様々ですが、家で過ごすのか？どこでどのような医療を受けるのか？など、「万一の時の治療や介護の希望」を考えて、家族など大切な人たちと人生会議を行うことが大切です。

人生会議はいつからでも始められます。後悔しないため、よりよく生きるために準備しておきましょう。

「リビング・ウィル」や「エンディングノート」の活用

書面により生前に自分の意思表示をしておく「リビング・ウィル」や「エンディングノート」への関心が高まっています。

自分らしい最期を迎えるために、生きているときの希望、気持ち、意思などについて、もしもの時に困らないよう整理しておきましょう。

人生会議について、もう少し知りたい方は…

大津市保健所地域医療政策課　ホームページに「人生会議してみませんか？」のリーフレットを掲載していますので、ご参照ください。

https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/021/1449/g/tiikiiryo/66882.html

介護をする人にやさしい社会へ

介護マークをご活用ください!

外出先でこのマークを見かけたら

温かく見守ってください

認知症の方の介護は、他の人から見ると介護をしていることが分かりにくいため、誤解や偏見を持たれることがあります。

大津市では、介護する方が、介護中であることを周囲に理解していただくために、「介護マーク」を配布しています。

配布場所

- 長寿福祉課、あんしん長寿相談所（地域包括支援センター）
- 障害福祉課、障害者福祉センターやまびこ総合支援センター

こんなときに

- 介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- 駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき
- 男性介護者が女性用下着を購入するとき

問い合わせ等 〒520-8575　大津市御陵町３－１

大津市健康福祉部 長寿福祉課　℡５２８－２７４１

大津市健康福祉部 障害福祉課　℡５２８－２７４５

まごころグループ MAGOKORO GROUP
まごころ理念 ささえあい たすけあい

株式会社 まごころ(グループ本部) http://magokoro-ie.net
〒520-0026 大津市桜野町1-17-15 TEL.077-527-5305 FAX.077-527-3079

歩行トレーニング、リハビリに特化した半日型の通所サービス

まごころリハビリデイサービスにおの浜
大津市西の庄5-17 TEL.077-527-9111

住み慣れた自宅のような住まい(住み慣れた地域で生活を続けるためのサービス)

小規模多機能型居宅介護
サービス付き高齢者向け住宅
24時間の有人管理体制で安心サポート

通い・訪問・泊まり 小規模多機能型居宅介護事業所
まごころの家みどり〈小規模多機能〉
大津市桜野町1-15-3 TEL.077-527-4554

(サービス付き高齢者向け住宅併設)
まごころの家なごみ〈小規模多機能・サ高住〉
大津市勧学2-4-1 TEL.077-510-0753

症状に合わせて、きめ細やかな対応を行う認知症専門の通所サービス

まごころ大津デイサービスセンター〈認知症対応型〉
大津市皇子が丘1-1-30 TEL.077-527-7760

ご自宅で身の回りのお世話をするサービス

まごころはあとヘルパーステーション
大津市桜野町1-17-15 TEL.077-527-5306

薬剤師が患者様のお住まいにお薬をお届けして説明いたします。

まごころ薬局 保険調剤・訪問薬局〈在宅訪問薬局〉
大津市桜野町2-13-3 TEL077-510-1123

介護保険申請、生活相談ケアプラン作成等を担当するサービス

まごころ滋賀居宅介護支援事業所
大津市勧学2-4-1 TEL.077-527-3078

車椅子の方もご利用いただけます
まごころ介護タクシー
TEL.077-527-5305

<保育方針>
子ども一人ひとりの育ちに寄り添いながら保育します。

まごころ保育園 小規模保育事業所(B型) 0歳～2歳児(定員19名)
大津市桜野町1-15-3 TEL.077-510-2018

福祉用具貸与・販売・住宅改修 毎日の暮らしに快適さを届けます

株式会社 ローズライフ
大津市皇子が丘1-1-30 TEL.077-572-7157

※ 詳しくはホームページをご覧下さい まごころ 大津 検索

株式会社 ミライリハ

あなたの"一歩"を応援します
ミライリハ訪問看護リハビリステーション
ミライリハケアプラン(居宅介護支援事業所)
〒520-0861 滋賀県大津市石山寺3丁目10-25
お問い合わせはこちら
☎077-574-7617
FAX 077-574-7618

医療法人良善会

ひかり病院

日本医療機能評価機構認定病院

TEL. 077-522-5411

「住み慣れた地域で、自分らしく暮らしたい…」

皆様の思いに応えるべく、私たちの病院では医療、看護、リハビリなど、さまざまな
専門のスタッフが、お一人おひとりに合わせた「医療」と「介護」をご提案しております。
また関連施設である「ひかりの里」「かおりの里」や地域の医療機関、介護事業所とも
連携して、切れ目のないケアを目指しています。

ひかり病院 関連施設

特別養護老人ホーム

ひかりの里

大津市錦織 3 丁目
TEL：077-525-1115
https://hikarinosato.org/

介護付有料老人ホーム

かおりの里

大津市伊香立向在地町
TEL：077-598-2790
https://www.merci-life.jp/kaori/